

「農地等に係る贈与税及び相続税の納税猶予等の適用に関する証明事務等の取扱いについて」 新旧対照表
 (昭和51年7月7日51構改B第1254号農林省構造改善局長通知)

改正後	改正前
<p>第1 農業委員会等の証明等を要する事項 租税特別措置法(昭和32年法律第26号。以下「措置法」という。)第70条の4、第70条の6、<u>第70条の6の2又は第70条の6の3の規定による農地等に係る贈与税又は相続税の納税猶予の制度の適用に関し農業委員会(農業委員会を置かない市町村にあっては、市町村長。以下同じ。)</u>市町村長、農地保有合理化法人(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。))<u>第8条第1項に規定する農地保有合理化法人をいう。以下同じ。)</u>農地利用集積円滑化団体(同法第11条の12に規定する農地利用集積円滑化団体をいう。以下同じ。)、<u>農業協同組合、都道府県知事又は農林水産大臣が証明等を行うことを必要とする事項は、次のとおりである。</u></p> <p>1 農業委員会が行うべき証明等 (1) 農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予に係るもの ア 農地等(農地、採草放牧地及び準農地(農用地区域内にある農地及び採草放牧地以外の土地で、市町村が定める農業振興地域整備計画(以下「市町村整備計画」という。)において農業上の用途区分が農地又は採草放牧地とされているものであって、受贈者が贈与を受けたもののうち、開発して農地又は採草放牧地として当該受贈者の農業の用に供することが適当であるものとして市町村長が証明したものをいう。以下1の(1)のサ、第2の1の(1)のウ、同1の(9)及び第2の2の(1)において同じ。)をいう。以下同じ。)の贈与をした贈与者が農地等の贈与をした日まで引き続き3年以上農業を営んでいた個人に該当する者である旨の証明(租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号。以下「措置令」という。)第40条の6第1項、租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号。以下「措置規則」という。))<u>第23条の7第3項第3号)</u> イ 受贈者が贈与者から贈与により農地等を取得した日における年齢が18歳以上であること等措置令第40条の6第5項各号に掲げる要件に該当する個人であることの証明(措置令第40条の6第5</p>	<p>第1 農業委員会等の証明等を要する事項 租税特別措置法(昭和32年法律第26号。以下「措置法」という。)第70条の4又は第70条の6の規定による農地等に係る贈与税又は相続税の納税猶予の制度の適用に関し農業委員会(農業委員会を置かない市町村にあっては、市町村長。以下同じ。)、市町村長、農業協同組合、都道府県知事又は農林水産大臣が証明等を行うことを必要とする事項は、次のとおりである。</p> <p>1 農業委員会が行うべき証明等 (1) 農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予に係るもの ア 農地等(農地、採草放牧地及び準農地(農用地区域内にある農地及び採草放牧地以外の土地で、市町村が定める農業振興地域整備計画(以下「市町村整備計画」という。)において農業上の用途区分が農地又は採草放牧地とされているものであって、受贈者が贈与を受けたもののうち、開発して農地又は採草放牧地として当該受贈者の農業の用に供することが適当であるものとして市町村長が証明したものをいう。以下1の(1)のサ、第2の1の(1)のウ、同1の(9)及び第2の2の(1)において同じ。)をいう。以下同じ。)の贈与をした贈与者が農地等の贈与をした日まで引き続き3年以上農業を営んでいた個人に該当する者である旨の証明(租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号。以下「措置令」という。))第40条の6第1項、租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号。以下「措置規則」という。))<u>第23条の7第4項第3号)</u> イ 受贈者が贈与者から贈与により農地等を取得した日における年齢が18歳以上であること等措置令第40条の6第6項各号に掲げる要件に該当する個人であることの証明(措置令第40条の6第6</p>

項、措置規則第 23 条の 7 第 2 項)

ウ 受贈者が農地等を農業生産法人に出資をした旨及び受贈者が当該農業生産法人の常時従事者になると認められる旨の証明(措置法第 70 条の 4 第 1 項第 1 号、措置令第 40 条の 6 第 9 項第 2 号、措置規則第 23 条の 7 第 4 項第 2 号)

エ 受贈者の推定相続人が受贈者から使用貸借による権利の設定を受けた日における年齢が 18 歳以上であること等措置令第 40 条の 6 第 13 項各号に掲げる要件に該当する個人であることの証明(措置法第 70 条の 4 第 6 項、措置令第 40 条の 6 第 13 項、措置規則第 23 条の 7 第 6 項)

オ 推定相続人に対し使用貸借による権利を設定した受贈者が当該権利の設定に係る農地等につき当該推定相続人が営むこととなる農業に従事する見込みであることの証明(措置法第 70 条の 4 第 6 項、措置令第 40 条の 6 第 15 項第 2 号、措置規則第 23 条の 7 第 9 項第 3 号)

カ 措置令第 40 条の 6 第 16 項第 2 号に規定する他の推定相続人等が受贈者から使用貸借による権利の設定を受けた日における年齢が 18 歳以上であること等措置令第 40 条の 6 第 13 項各号に掲げる要件に準ずる要件のすべてに該当することの証明(措置令第 40 条の 6 第 16 項第 2 号、措置規則第 23 条の 7 第 10 項)

キ 措置令第 40 条の 6 第 16 項第 3 号の規定の適用を受けようとする受贈者が推定相続人の使用していた農地等につき農業経営を開始したと認められることの証明(措置令第 40 条の 6 第 16 項第 3 号、措置規則第 23 条の 7 第 13 項)

ク 受贈者が贈与により取得した農地等に係る農業経営又は営農困難時貸付けを引き続き行っている旨の証明(措置法第 70 条の 4 第 26 項、措置令第 40 条の 6 第 57 項、措置規則第 23 条の 7 第 39 項第 1 号及び第 4 号)

ケ 受贈者が措置法第 70 条の 4 第 6 項の規定の適用を受けた者で同項の農地等についての使用貸借による権利の設定後当該農地等を引き続きその推定相続人(措置令第 40 条の 6 第 16 項第 2 号に規定する他の推定相続人等を含む。以下ケにおいて同じ。)に使用させている場合において、当該推定相続人が当該権利が設定されている農地等に係る農業経営を引き続き行っている旨及び当該受贈者が当該推定相続人が営む当該農地等に係る農業に従事している旨の証明(措置法第 70 条の 4 第 26 項、措置令第 40 条の 6 第 57

項、措置規則第 23 条の 7 第 3 項)

ウ 受贈者が農地等を農業生産法人に出資をした旨及び受贈者が当該農業生産法人の常時従事者になると認められる旨の証明(措置法第 70 条の 4 第 1 項第 1 号、措置令第 40 条の 6 第 10 項第 2 号、措置規則第 23 条の 7 第 5 項第 2 号)

エ 受贈者の推定相続人が受贈者から使用貸借による権利の設定を受けた日における年齢が 18 歳以上であること等措置令第 40 条の 6 第 14 項各号に掲げる要件に該当する個人であることの証明(措置法第 70 条の 4 第 6 項、措置令第 40 条の 6 第 14 項、措置規則第 23 条の 7 第 7 項)

オ 推定相続人に対し使用貸借による権利を設定した受贈者が当該権利の設定に係る農地等につき当該推定相続人が営むこととなる農業に従事する見込みであることの証明(措置法第 70 条の 4 第 6 項、措置令第 40 条の 6 第 16 項第 2 号、措置規則第 23 条の 7 第 10 項第 3 号)

カ 措置令第 40 条の 6 第 17 項第 2 号に規定する他の推定相続人等が受贈者から使用貸借による権利の設定を受けた日における年齢が 18 歳以上であること等措置令第 40 条の 6 第 14 項各号に掲げる要件に準ずる要件のすべてに該当することの証明(措置令第 40 条の 6 第 17 項第 2 号、措置規則第 23 条の 7 第 11 項)

キ 措置令第 40 条の 6 第 17 項第 3 号の規定の適用を受けようとする受贈者が推定相続人の使用していた農地等につき農業経営を開始したと認められることの証明(措置令第 40 条の 6 第 17 項第 3 号、措置規則第 23 条の 7 第 14 項)

ク 受贈者が贈与により取得した農地等に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明(措置法第 70 条の 4 第 22 項、措置令第 40 条の 6 第 46 項、措置規則第 23 条の 7 第 31 項第 1 号)

ケ 受贈者が措置法第 70 条の 4 第 6 項の規定の適用を受けた者で同項の農地等についての使用貸借による権利の設定後当該農地等を引き続きその推定相続人(措置令第 40 条の 6 第 17 項第 2 号に規定する他の推定相続人等を含む。以下ケにおいて同じ。)に使用させている場合において、当該推定相続人が当該権利が設定されている農地等に係る農業経営を引き続き行っている旨及び当該受贈者が当該推定相続人が営む当該農地等に係る農業に従事している旨の証明(措置法第 70 条の 4 第 22 項、措置令第 40 条の 6 第 46

項、措置規則第 23 条の 7 第 39 項第 1 号)

コ 贈与により取得した農地等について、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）その他の法令の規定に基づき許可、あっせん、通知、届出の受理等の行為をしたことにより、当該農地等につき所有権の移転、使用及び収益を目的とする権利の設定、移転若しくは消滅、転用又は耕作の放棄があったことを知った場合におけるこれらの事実が生じた旨の所轄税務署長への通知（措置法第 70 条の 4 第 35 項、措置規則第 23 条の 7 第 40 項）

サ 準農地について、当該準農地に係る贈与税の申告書の提出期限後 10 年を経過した日におけるその利用の形態その他の現況についての所轄税務署長への通知（措置法第 70 条の 4 第 36 項、措置規則第 23 条の 7 第 41 項）

シ 受贈者の行った営農困難時貸付け（措置法第 70 条の 4 第 21 項に規定する営農困難時貸付けをいう。以下(1)及び 2 の(1)並びに第 2 の 1 の(6)から(11)まで及び第 2 の 2 の(5)から(10)までにおいて同じ。)(営農困難時貸付けを行っていた農地等（以下「営農困難時貸付農地等」という。）に耕作の放棄（農地法第 32 条の規定による通知（同条ただし書の規定による公告を含む。）があったことをいう。以下同じ。）又は権利消滅（措置法第 70 条の 4 第 22 項に規定する権利消滅をいう。以下同じ。）があったために、新たに行った営農困難時貸付けを含む。）が、基盤強化法第 4 条第 2 項に規定する農地保有合理化事業（同項第 1 号に規定する農地売買等事業に限る。以下「農地保有合理化事業」という。）又は同条第 3 項に規定する農地利用集積円滑化事業（以下「農地利用集積円滑化事業」という。)(同項第 1 号ロに規定する農地売買等事業（以下「農地売買等事業」という。）に限る。）のために行われたものである場合（当該貸付けが基盤強化法第 20 条に規定する農用地利用集積計画（以下「農用地利用集積計画」という。）の定めるところにより行われたものである場合を除く。）には、当該営農困難時貸付けにつき農地法第 3 条第 1 項第 13 号の届出を受理した旨及び当該届出を受理した年月日の証明（措置法第 70 条の 4 第 21 項、第 22 項第 2 号又は第 4 号、措置令第 40 条の 6 第 47 項、第 48 項及び第 51 項、措置規則第 23 条の 7 第 32 項第 1 号ロ(1)及び(2)(ii)、第 34 項第 1 号イ及び第 37 項）

ス 受贈者の行った営農困難時貸付け（営農困難時貸付農地等に耕作の放棄又は権利消滅があったために、新たに行った営農困難時

項、措置規則第 23 条の 7 第 31 項第 1 号)

コ 贈与により取得した農地等について、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）その他の法令の規定に基づき許可、あっせん、届出の受理等の行為をしたことにより、当該農地等につき所有権の移転、使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転又は転用等があったことを知った場合におけるこれらの事実が生じた旨の所轄税務署長への通知（措置法第 70 条の 4 第 31 項、措置規則第 23 条の 7 第 32 項）

サ 準農地について、当該準農地に係る贈与税の申告書の提出期限後 10 年を経過した日におけるその利用の形態その他の現況についての所轄税務署長への通知（措置法第 70 条の 4 第 32 項、措置規則第 23 条の 7 第 33 項）

[新設]

[新設]

貸付けを含む。)が、措置法第 70 条の 6 の 2 第 1 項各号に掲げる貸付け以外の貸付けにより行われた場合には、当該営農困難時貸付けを行った受贈者が農地法第 3 条第 1 項の許可を受けたこと及び当該許可をした年月日の証明(当該営農困難時貸付けにつき同項の許可を受けることを要しない場合には、その旨)(措置法第 70 条の 4 第 21 項、第 22 項第 2 号又は第 4 号、措置令第 40 条の 6 第 47 項、第 48 項及び第 51 項、措置規則第 23 条の 7 第 32 項第 2 号八、第 34 項第 1 号口(1)及び第 37 項)

セ 営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄又は権利消滅があった場合において、受贈者が当該営農困難時貸付農地等について自らの農業の用に供した場合には、その旨の証明(措置法第 70 条の 4 第 22 項第 2 号及び第 4 号、措置令第 40 条の 6 第 48 項及び第 51 項、措置規則第 23 条の 7 第 34 項第 2 号及び第 37 項)

ソ~チ (略)

(2) 特例農地等についての相続税の納税猶予に係るもの

ア 特例農地等(相続又は遺贈により取得した農地、採草放牧地及び準農地(農用地区域内にある農地及び採草放牧地以外の土地で、市町村整備計画において農業上の用途区分が農地又は採草放牧地とされているものであって、相続人が相続又は遺贈により取得をしたもののうち、開発して農地又は採草放牧地として当該相続人の農業の用に供することが適当であるものとして市町村長が証明したものをいう。以下ア及びケにおいて同じ。)のうち相続税の申告書に納税猶予の規定の適用を受けようとする旨の記載があるものをいう。以下同じ。)とされた農地、採草放牧地及び準農地を有していた被相続人が、当該農地及び採草放牧地につきその死亡の日まで農業を営んでいた個人に該当するものである旨の証明(措置令第 40 条の 7 第 1 項第 1 号、措置規則第 23 条の 8 第 3 項第 3 号)

イ 相続人が被相続人からの相続等に係る相続税の申告書の提出期限までに当該相続等により取得した農地及び採草放牧地について農業経営を開始し、その後引き続き当該農業経営を行うと認められる者等措置令第 40 条の 7 第 2 項各号に掲げる者のいずれかに該当する者である旨の証明(相続人が被相続人からの相続等に係る相続税の申告書の提出期限までに当該相続等により取得した農地又は採草放牧地のすべてについて特定貸付け(措置法第 70 条の 6

〔新設〕

シ~セ (略)

(2) 特例農地等についての相続税の納税猶予に係るもの

ア 特例農地等(相続又は遺贈により取得した農地、採草放牧地及び準農地(農用地区域内にある農地及び採草放牧地以外の土地で、市町村整備計画において農業上の用途区分が農地又は採草放牧地とされているものであって、相続人が相続又は遺贈により取得をしたもののうち、開発して農地又は採草放牧地として当該相続人の農業の用に供することが適当であるものとして市町村長が証明したものをいう。以下 1 の(2)のア及び 1 の(2)のケにおいて同じ。)のうち相続税の申告書に納税猶予の規定の適用を受けようとする旨の記載があるものをいう。以下同じ。)とされた農地、採草放牧地及び準農地を有していた被相続人が、当該農地及び採草放牧地につきその死亡の日まで農業を営んでいた個人に該当するものである旨の証明(措置令第 40 条の 7 第 1 項第 1 号、措置規則第 23 条の 8 第 4 項第 3 号)

イ 相続人が被相続人からの相続等に係る相続税の申告書の提出期限までに当該相続等により取得した農地及び採草放牧地について農業経営を開始し、その後引き続き当該農業経営を行うと認められる者等措置令第 40 条の 7 第 2 項各号に掲げる者のいずれかに該当する者である旨の証明(措置令第 40 条の 7 第 2 項、措置規則第 23 条の 8 第 1 項)

の2第1項各号に掲げる貸付けをいう。以下同じ。)を行っている場合には、特定貸付けを行っていると認められる者である旨の証明)(措置令第40条の7第2項及び第40条の7の3第4項、措置規則第23条の8第1項)

ウ 農業相続人(イの証明を受けた者をいう。以下同じ。)が特例農地等を農業生産法人に出資をした旨及び農業相続人が当該農業生産法人の常時従事者になると認められる旨の証明(措置法第70条の6第1項第1号、措置令第40条の7第8項、措置規則第23条の8第4項第1号)

エ 措置令第40条の7第18項第2号に規定する他の推定相続人等が農業相続人から使用貸借による権利の設定を受けた日における年齢が18歳以上であること等措置令第40条の6第13項各号に掲げる要件に準ずる要件のすべてに該当することの証明(措置令第40条の7第18項第2号、措置規則第23条の8第6項)

オ 措置令第40条の7第18項第3号の規定の適用を受けようとする農業相続人が推定相続人が使用していた農地等につき農業経営を開始したと認められることの証明(措置令第40条の7第18項第3号、措置規則第23条の8第8項)

カ 農業相続人が相続又は遺贈により取得した特例農地等に係る農業経営又は営農困難時貸付け若しくは特定貸付けを引き続き行っている旨の証明(措置法第70条の6第31項、措置令第40条の7第57項、措置規則第23条の8第29項第1号及び第4号並びに第23条の8の2第10項)

キ 農業相続人が措置令第40条の7第2項第2号に該当する者で同号の農地等について使用貸借による権利の設定後当該農地等を引き続き同号に規定する推定相続人に使用させている場合において、当該推定相続人が当該権利が設定されている農地等に係る農業経営を引き続き行っている旨及び当該農業相続人が当該推定相続人が営む当該農地等に係る農業に従事している旨の証明(措置法第70条の6第31項、措置令第40条の7第57項、措置規則第23条の8第29項第1号)

ク 特例農地等について、農地法その他の法令の規定に基づき許可、あっせん、通知、届出の受理等の行為をしたことにより、当該特例農地等につき所有権の移転、使用及び収益を目的とする権利の設定、移転若しくは消滅、転用又は耕作の放棄等があったことを知った場合におけるこれらの事実が生じた旨の所轄税務署長への

ウ 農業相続人(イの証明を受けた者をいう。以下同じ。)が特例農地等を農業生産法人に出資をした旨及び農業相続人が当該農業生産法人の常時従事者になると認められる旨の証明(措置法第70条の6第1項第1号、措置令第40条の7第10項、措置規則第23条の8第5項)

エ 措置令第40条の7第18項第2号に規定する他の推定相続人等が農業相続人から使用貸借による権利の設定を受けた日における年齢が18歳以上であること等措置令第40条の6第14項各号に掲げる要件に準ずる要件のすべてに該当することの証明(措置令第40条の7第18項第2号、措置規則第23条の8第7項)

オ 措置令第40条の7第18項第3号の規定の適用を受けようとする農業相続人が推定相続人が使用していた農地等につき農業経営を開始したと認められることの証明(措置令第40条の7第18項第3号、措置規則第23条の8第9項)

カ 農業相続人が相続又は遺贈により取得した特例農地等に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明(措置法第70条の6第28項、措置令第40条の7第49項、措置規則第23条の8第26項第1号)

キ 農業相続人が措置令第40条の7第2項第2号に該当する者で同号の農地等について使用貸借による権利の設定後当該農地等を引き続き同号に規定する推定相続人に使用させている場合において、当該推定相続人が当該権利が設定されている農地等に係る農業経営を引き続き行っている旨及び当該農業相続人が当該推定相続人が営む当該農地等に係る農業に従事している旨の証明(措置法第70条の6第28項、措置令第40条の7第49項、措置規則第23条の8第26項第1号)

ク 特例農地等について、農地法その他の法令の規定に基づき許可、あっせん、届出の受理等の行為をしたことにより、当該特例農地等につき所有権の移転、使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転又は転用等があったことを知った場合におけるこれらの事実が生じた旨の所轄税務署長への通知(措置法第70条の6第

通知（措置法第 70 条の 6 第 40 項、措置規則第 23 条の 8 第 30 項）
ケ 準農地について、当該準農地に係る相続税の申告書の提出期限
後 10 年を経過した日におけるその利用の形態その他の現況につ
いての所轄税務署長への通知（措置法第 70 条の 6 第 41 項、措置規
則第 23 条の 8 第 31 項）

コ 農業相続人が営農困難時貸付け（措置法第 70 条の 6 第 27 項に
規定する営農困難時貸付けをいう。以下(2)及び2の(2)並びに第
2の1の(15)から(26)まで及び第2の2の(17)から(21)までにお
いて同じ。)(営農困難時貸付農地等に耕作の放棄又は権利消滅が
あったために、措置法第 70 条の 6 の 2 第 1 項各号に掲げる貸付け
以外の貸付けにより新たに行った営農困難時貸付けを含む。)を行
った場合には、当該営農困難時貸付けを行った農業相続人が農地
法第 3 条第 1 項の許可を受けたこと及び当該許可をした年月日の
証明（当該営農困難時貸付けにつき同項の許可を受けることを要
しない場合には、その旨）措置法第 70 条の 6 第 27 項、措置令第 40
条の 7 第 51 項、措置規則第 23 条の 8 第 25 項。以下サ及びシにお
いて同じ。）

サ 営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄又は権利消滅があった
場合において、農業相続人が新たに行った営農困難時貸付けが、
農地保有合理化事業又は農地利用集積円滑化事業（農地売買等事
業に限る。）のために行われたものである場合（当該貸付けが農用
地利用集積計画の定めるところにより行われたものである場合を
除く。）には、当該営農困難時貸付けにつき農地法第 3 条第 1 項第
13 号の届出を受理した旨及び当該届出を受理した年月日の証明

シ 営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄又は権利消滅があった
場合において、農業相続人が当該営農困難時貸付農地等について
自らの農業の用に供した場合には、その旨の証明

ス 農業相続人の行った特定貸付け（特定貸付けを行っている農地
等（以下「特定貸付農地等」という。）に耕作の放棄又は権利消滅
があったために、新たに行った特定貸付けを含む。）が、農地保有
合理化事業又は農地利用集積円滑化事業（農地売買等事業に限る。）
のために行われたものである場合（当該貸付けが農用地利用集積
計画の定めるところにより行われたものである場合を除く。）には、
当該特定貸付けにつき農地法第 3 条第 1 項第 13 号の届出を受理し
た旨及び当該届出の受理年月日の証明（措置法第 70 条の 6 の 2 第
1 項、第 2 項及び第 4 項、措置令第 40 条の 7 の 2 第 1 項、第 2 項

37 項、措置規則第 23 条の 8 第 27 項）

ケ 準農地について、当該準農地に係る相続税の申告書の提出期限
後 10 年を経過した日におけるその利用の形態その他の現況につ
いての所轄税務署長への通知（措置法第 70 条の 6 第 38 項、措置規
則第 23 条の 8 第 28 項）

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

及び第5項、措置規則第23条の8の2第2項第1号イ及びロ(2)、第4項第1号及び第7項)

セ 特定貸付農地等につき耕作の放棄又は権利消滅があった場合において、農業相続人が当該特定貸付農地等について自らの農業の用に供した場合には、その旨の証明(措置法第70条の6の2第2項及び第4項、措置令第40条の7の2第2項及び第5項、措置規則第23条の8の2第4項第2号及び第7項)

ソ 農業相続人が、農用地区域内にある特例農地等について、農地保有合理化事業又は農地利用集積円滑化事業(農地売買等事業に限る。)のために譲渡した場合(農用地利用集積計画の定めるところにより譲渡した場合を除く。)には、当該譲渡につき農地法第3条第1項第13号の届出を受理した旨の証明(措置法第70条の6第1項第1号、措置令第40条の7第8項、措置規則第23条の8第4項第2号イ及びロ(ii))

2 市町村長、農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体、農業協同組合、都道府県知事又は農林水産大臣が行うべき証明等

(1) 農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予に係るもの

証 明 事 項 等	証 明 等 を 行 う べ き 者
ア 受贈者が贈与を受けた農地及び採草放牧地以外の土地のうち当該受贈者から証明申請のあった土地が、市町村整備計画において農業上の用途区分が農地又は採草放牧地とされているものであって、開発して農地又は採草放牧地として当該受贈者の農業の用に供することが適当であるものと認められる旨の証明(措置法第70条の4第1項、措置令第40条の6第3項、措置規則第23条の7第1項)	市町村長
イ 贈与により取得した農地等について、農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号。以下「改正農地法」という。)附則第7条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の農地法	都道府県知事

〔新設〕

〔新設〕

2 市町村長、農業協同組合、都道府県知事又は農林水産大臣が行うべき証明等

(1) 農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予に係るもの

証 明 事 項 等	証 明 等 を 行 う べ き 者
ア 受贈者が贈与を受けた農地及び採草放牧地以外の土地のうち当該受贈者から証明申請のあった土地が、市町村整備計画において農業上の用途区分が農地又は採草放牧地とされているものであって、開発して農地又は採草放牧地として当該受贈者の農業の用に供することが適当であるものと認められる旨の証明(措置法第70条の4第1項、措置令第40条の6第4項、措置規則第23条の7第2項)	市町村長
イ 贈与により取得した農地等について、農地法の規定に基づき草地利用権の設定に関する承認若しくは裁定又は買い取るべき旨の裁定をした旨の証明(措置令第40条の6第10項第3号、措置規則第23条の7第5項第3号イ)	都道府県知事

(以下「旧農地法」という。)の規定に基づき
草地利用権の設定に関する承認若しくは裁定又
は買い取るべき旨の裁定をした旨の証明(措置
令第40条の6第9項第3号、措置規則第23条
の7第4項第3号イ)

ウ 贈与により取得した農地等について、草地利
用権の設定を受け、又は当該草地利用権の設定
に係る農地等の買取りをした旨及び当該設定又
は買取りに係る旧農地法第75条の2第1項に
規定する土地所有者等が当該農地等を他の者と
ともに共同利用する旨の証明(措置令第40条
の6第9項第3号、措置規則第23条の7第4
項第3号ロ)

エ 贈与により取得した農地等について、農地法
その他の法令の規定に基づき許可、あっせん、
通知、届出の受理等の行為をしたことにより、
当該農地等につき所有権の移転、使用及び収益
を目的とする権利の設定、移転若しくは消滅、
転用、耕作の放棄又は買取りの申出等(以下「権
利の移転等」という。)があったことを知った
場合におけるこれらの事実が生じた旨の所轄税
務署長又は国税庁長官への通知(措置法第70
条の4第35項、措置規則第23条の7第40項)

オ 受贈者の行った営農困難時貸付け(営農困難
時貸付農地等に耕作の放棄又は権利消滅があっ
たために、新たに行った営農困難時貸付けを含
む。)が、次に掲げる事業のために行われたも
のである場合(当該貸付けが農用地利用集積計
画の定めるところにより行われたものである場
合を除く。)には、営農困難時貸付けを行った
旨及び当該貸付年月日の証明(措置法第70条
の4第21項、第22項第2号及び第4号、措置
令第40条の6第47項、第48項及び第51項、
措置規則第23条の7第32項第1号ロ(1)(2)、
第34条第1号イ及び第37項)

(ア) 農地保有合理化事業

当該設定を受け
又は当該買取り
をした市町村長
又は農業協同組
合

市町村長
都道府県知事
農林水産大臣

農地保有合理化

ウ 贈与により取得した農地等について、草地利
用権の設定を受け、又は当該草地利用権の設定
に係る農地等の買取りをした旨及び当該設定又
は買取りに係る農地法第75条の2第1項に規
定する土地所有者等が当該農地等を他の者とと
ともに共同利用する旨の証明(措置令第40条の
6第10項第3号、措置規則第23条の7第5項
第3号ロ)

エ 贈与により取得した農地等について、農地法
その他の法令の規定に基づき許可、通知、届出
の受理等の行為をしたことにより、当該農地等
につき所有権の移転、使用及び収益を目的とす
る権利の設定若しくは移転、転用、耕作の放棄
又は買取りの申出等(以下「権利の移転等」と
いう。)があったことを知った場合におけるこ
れらの事実が生じた旨の所轄税務署長又は国税
庁長官への通知(措置法第70条の4第31項、
措置規則第23条の7第32項)

[新設]

当該設定を受け
又は当該買取り
をした市町村長
又は農業協同組
合

市町村長
都道府県知事
農林水産大臣

<p>(イ) <u>農地利用集積円滑化事業</u></p> <p>a <u>農地売買等事業</u></p> <p>b <u>農地所有者代理事業（基盤強化法第4条第3項第1号イに規定する事業をいう。以下同じ。）</u></p> <p>カ <u>受贈者の行った営農困難時貸付け（営農困難時貸付農地等に耕作の放棄又は権利消滅があったために、新たに行った営農困難時貸付けを含む。）が、農用地利用集積計画の定めるところにより行われた場合には、当該農用地利用集積計画を公告した旨及び当該公告の年月日の証明（措置法第70条の4第21項、第22項第2号及び第4号、措置令第40条の6第47項、第48項及び第51項、措置規則第23条の7第32項第1号ロ(3)、第34項第1号イ及び第37項）</u></p> <p>キ <u>受贈者の行った営農困難時貸付け（営農困難時貸付農地等に耕作の放棄又は権利消滅があったために、新たに行った営農困難時貸付けを含む。）が、措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付け以外の貸付けにより行われた場合には、当該営農困難時貸付農地等が存する次に掲げる地域又は区域の区分に応じそれぞれ次に定める証明（措置法第70条の4第21項、第22項第2号及び第4号、措置令第40条の6第47項、第48項及び第51項、措置規則第23条の7第32項第2号二、第34項第1号ロ(2)及び第37項）</u></p> <p>(ア) <u>農地保有合理化事業を実施している区域においては、当該営農困難時貸付農地等について、農地保有合理化事業のために行う貸付けの申込みを受け、かつ、申込日以後1年間（新たな営農困難時貸付けを行う場合は、1月間）を経過する日まで当該受贈者から引き続き申込みを受けていたことを証するもの</u></p>	<p>法人</p> <p>農地利用集積円滑化団体</p> <p>市町村長</p> <p>市町村長</p> <p>農地保有合理化法人</p>		<p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p>	
---	---	--	-------------------------	--

<p>(イ) <u>農地利用集積円滑化事業を実施している地域においては、当該営農困難時貸付農地等について、農地利用集積円滑化事業のために行う貸付けの申込みを受け、かつ、申込日以後1年間（新たな営農困難時貸付けを行う場合は、1月間）を経過する日まで当該受贈者から引き続き申込みを受けていたことを証するもの</u></p>	<p><u>農地利用集積円滑化団体</u></p>			
<p>(ウ) <u>利用権設定等促進事業（基盤強化法第4条第4項第1号に規定する利用権設定等促進事業をいう。以下同じ。）を実施している区域においては、当該営農困難時貸付農地等について、農用地利用集積計画の定めるところにより行われる貸付けの申込みを受け、かつ、申込日以後1年間（新たな営農困難時貸付けを行う場合は、1月間）を経過する日まで当該受贈者から引き続き申込みを受けていたことを証するもの</u></p>	<p><u>市町村長</u></p>			
<p>ク <u>受贈者が営農困難時貸付け（営農困難時貸付農地等に耕作の放棄又は権利消滅があったために、新たに行った営農困難時貸付けを含む。）を措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付け以外の貸付けにより行った場合に、当該営農困難時貸付農地等が、キの(ア)から(ウ)までに掲げる地域及び区域のいずれかに存しない場合には、その旨の証明（措置法第70条の4第21項、第22項第2号又は第4号、措置令第40条の6第47項、第48項及び第51項、措置規則第23条の7第32項第2号ホ、第34項第1号ロ(3)及び第37項）</u></p>	<p><u>市町村長</u></p>	<p>〔新設〕</p>		
<p>ケ <u>営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄又は権利消滅があった場合において、受贈者が1年以内に新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき、税務署長へ承認の申請をする場合には、当該営農困難時貸付農地等が存する次に掲げる地域又は区域の区分に応じそれぞれ</u></p>		<p>〔新設〕</p>		

<p>次に定める証明（措置法第 70 条の 4 第 21 項第 3 号、措置令第 40 条の 6 第 49 項、措置規則第 23 条の 7 第 36 項第 1 号）</p>	<p>農地保有合理化法人</p>	<p>〔新設〕</p>	<p>市町村長</p>
<p>(ア) 農地保有合理化事業を実施している区域においては、当該営農困難時貸付農地等について受贈者から農地保有合理化事業のために行う貸付けの申込みを受けたことを証するもの</p>	<p>農地利用集積円滑化団体</p>		
<p>(イ) 農地利用集積円滑化事業を実施している地域においては、当該営農困難時貸付農地等について受贈者から農地利用集積円滑化事業のために行う貸付けの申込みを受けたことを証するもの</p>			
<p>(ウ) 利用権設定等促進事業を実施している市町村の区域においては、当該営農困難時貸付農地等について、受贈者から農用地利用集積計画の定めるところにより行われる貸付けの申込みを受けたことを証するもの</p>	<p>市町村長</p>		
<p>コ 営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄又は権利消滅があった場合において、受贈者が 1 年以内に新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき、税務署長へ承認の申請をする場合において、当該営農困難時貸付農地等がケの(ア)から(ウ)までに掲げる地域又は区域のいずれかに存しない場合には、その旨の証明（措置法第 70 条の 4 第 22 項第 3 号、措置令第 40 条の 6 第 49 項、措置規則第 23 条の 7 第 36 号第 2 号）</p>	<p>市町村長</p>		
<p>サ 基盤強化法第 12 条の 2 第 1 項に規定する認定農業者である農業生産法人（以下「認定農業生産法人」という。）に係る農業経営改善計画（平成 17 年改正措置令附則第 33 条第 5 項第 2 号に規定する農業経営改善計画をいう。以下同じ。）の認定の日及び当該農業経営改善計画の有効期間の満了の日（平成 17 年改正措置令附則第 33 条第 3 項第 1 号イ、平成 17 年改正措置規則附則第 14 条第 4 項第 3 号イ）</p>	<p>市町村長</p>	<p>オ 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤強化法」という。）第 12 条の 2 第 1 項に規定する認定農業者である農業生産法人（以下「認定農業生産法人」という。）に係る農業経営改善計画（平成 17 年改正措置令附則第 33 条第 5 項第 2 号に規定する農業経営改善計画をいう。以下同じ。）の認定の日及び当該農業経営改善計画の有効期間の満了の日（平成 17 年改正措置令附則第 33 条第 3 項第 1</p>	<p>市町村長</p>

シ～ソ (略)

(略)

号イ、平成 17 年改正措置規則附則第 14 条第 4 項第 3 号イ)
カ～ケ (略)

(略)

(2) 特例農地等についての相続税の納税猶予に係るもの

証 明 事 項 等	証 明 等 を 行 う べ き 者
ア 相続人が相続又は遺贈により取得した農地及び採草放牧地以外の土地のうち当該相続人から証明申請のあった土地が、市町村整備計画において農業上の用途区分が農地又は採草放牧地とされているものであって、開発して農地又は採草放牧地として当該相続人の農業の用に供することが適当であるものと認められる旨の証明（措置法第 70 条の 6 第 1 項、措置令第 40 条の 7 第 4 項、措置規則第 23 条の 8 第 2 項）	市町村長
イ 特例農地等について、旧農地法の規定に基づき草地利用権の設定に関する承認若しくは裁定又は買い取るべき旨の裁定をした旨の証明（措置令第 40 条の 7 第 8 項、措置規則第 23 条の 8 第 4 項）	都道府県知事
ウ 特例農地等について、草地利用権の設定を受け、又は当該草地利用権の設定に係る特例農地等の買取りをした旨及び当該設定又は買取りに係る旧農地法第 75 条の 2 第 1 項に規定する土地所有者等が当該特例農地等を他の者とともに共同利用する旨の証明（措置令第 40 条の 7 第 8 項、措置規則第 23 条の 8 第 4 項）	当該設定を受け又は当該買取りをした市町村長又は農業協同組合
エ 特例農地等について、農地法その他の法令の規定に基づき許可、あっせん、通知、届出の受理等の行為をしたことにより、当該特例農地等につき権利の移転等があったことを知った場合におけるこれらの事実が生じた旨の所轄税務署	市町村長、都道府県知事、農林水産大臣

(2) 特例農地等についての相続税の納税猶予に係るもの

証 明 事 項 等	証 明 等 を 行 う べ き 者
ア 相続人が相続又は遺贈により取得した農地及び採草放牧地以外の土地のうち当該相続人から証明申請のあった土地が、市町村整備計画において農業上の用途区分が農地又は採草放牧地とされているものであって、開発して農地又は採草放牧地として当該相続人の農業の用に供することが適当であるものと認められる旨の証明（措置法第 70 条の 6 第 1 項、措置令第 40 条の 7 第 5 項、措置規則第 23 条の 8 第 3 項）	市町村長
イ 特例農地等について、農地法の規定に基づき草地利用権の設定に関する承認若しくは裁定又は買い取るべき旨の裁定をした旨の証明（措置令第 40 条の 7 第 10 項、措置規則第 23 条の 8 第 5 項）	都道府県知事
ウ 特例農地等について、草地利用権の設定を受け、又は当該草地利用権の設定に係る特例農地等の買取りをした旨及び当該設定又は買取りに係る農地法第 75 条の 2 第 1 項に規定する土地所有者等が当該特例農地等を他の者とともに共同利用する旨の証明（措置令第 40 条の 7 第 10 項、措置規則第 23 条の 8 第 5 項）	当該設定を受け又は当該買取りをした市町村長又は農業協同組合
エ 特例農地等について、農地法その他の法令の規定に基づき許可、通知、届出の受理等の行為をしたことにより、当該特例農地等につき権利の移転等があったことを知った場合におけるこれらの事実が生じた旨の所轄税務署長又は国税	市町村長、都道府県知事、農林水産大臣

<p>長又は国税庁長官への通知（措置法第 70 条の 6 第 40 項、措置規則第 23 条の 8 第 30 項）</p> <p>オ 農業相続人が営農困難時貸付け（営農困難時貸付農地等に耕作の放棄又は権利消滅があったために、新たに行った営農困難時貸付けを含む。）を行った場合には、営農困難時貸付農地等が存する次に掲げる地域又は区域の区分に応じそれぞれ次に定める証明（措置法第 70 条の 6 第 27 項、措置令第 40 条の 7 第 51 項、措置規則第 23 条の 8 第 25 項。以下カからコまで同じ。）</p> <p>（ア）農地保有合理化事業を実施している区域においては、当該営農困難時貸付農地等について、農地保有合理化事業のために行う貸付けの申込みを受け、かつ、申込日以後 1 年間（新たな営農困難時貸付けを行う場合には、1 月間）を経過する日まで当該相続人から引き続き申込みを受けていたことを証するもの</p> <p>（イ）農地利用集積円滑化事業を実施している地域においては、当該営農困難時貸付農地等について、農地利用集積円滑化事業のために行う貸付けの申込みを受け、かつ、申込日以後 1 年間（新たな営農困難時貸付けを行う場合には、1 月間）を経過する日まで当該相続人から引き続き申込みを受けていたことを証するもの</p> <p>（ウ）利用権設定等促進事業を実施している区域においては、当該営農困難時貸付農地等について、農用地利用集積計画の定めるところにより行われる貸付けの申込みを受け、かつ、申込日以後 1 年間（新たな営農困難時貸付けを行う場合には、1 月間）を経過する日まで当該相続人から引き続き申込みを受けていたことを証するもの</p> <p>カ 農業相続人が営農困難時貸付け（営農困難時貸付農地等に耕作の放棄又は権利消滅があった</p>	<p>農地保有合理化 法人</p> <p>農地利用集積円 滑化団体</p> <p>市町村長</p> <p>市町村長</p>	<p>庁長官への通知（措置法第 70 条の 6 第 37 項、措置規則第 23 条の 8 第 27 項）</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p>	
--	---	--	--

ために、新たに行った営農困難時貸付けを含む。)を措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付け以外の貸付けにより行った場合に、営農困難時貸付けを行った農地等がオの(ア)から(ウ)までに掲げる地域及び区域のいずれかに存しない場合には、その旨の証明

キ 耕作の放棄又は権利消滅のあった営農困難時貸付農地等について行う新たな営農困難時貸付けが、次に掲げる事業のために行われたものである場合(当該貸付けが農用地利用集積計画の定めるところにより行われたものである場合を除く。)には、営農困難時貸付けを行った旨及び当該貸付年月日の証明
(ア) 農地保有合理化事業

(1) 農地利用集積円滑化事業

a 農地売買等事業

b 農地所有者代理事業

ク 耕作の放棄又は権利消滅のあった営農困難時貸付農地等について行う新たな営農困難時貸付けが、農用地利用集積計画の定めるところにより行われた場合には、当該農用地利用集積計画を公告した旨及び当該公告の年月日の証明

ケ 耕作の放棄又は権利消滅があった営農困難時貸付農地等について、農業相続人が1年以内に新たな営農困難時貸付けを行う見込みがあることにつき税務署長へ承認の申請をする場合には、当該営農困難時貸付農地等の存する次に掲げる地域又は区域の区分に応じそれぞれ次に定める証明

(ア) 農地保有合理化事業を実施している区域においては、当該営農困難時貸付農地等について農業相続人から農地保有合理化事業のために行う貸付けの申込みを受けたことを証するもの

農地保有合理化
法人

農地利用集積円
滑化団体
市町村長
市町村長

農地保有合理化
法人

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

<p>(イ) 農地利用集積円滑化事業を実施している地域においては、当該営農困難時貸付農地等について農業相続人から農地利用集積円滑化事業のために行う貸付けの申込みを受けたことを証するもの</p>	<p>農地利用集積円滑化団体</p>	
<p>(ウ) 利用権設定等促進事業を実施している区域においては、当該営農困難時貸付農地等について、農業相続人から農用地利用集積計画の定めるところにより行われる貸付けの申込みを受けたこと</p>	<p>市町村長</p>	
<p>コ 耕作の放棄又は権利消滅があった営農困難時貸付特例農地等について、農業相続人が1年以内に新たな営農困難時貸付けを行う見込みがあることにつき税務署長へ承認の申請をする場合に、当該営農困難時貸付特例農地等がケの(ア)から(ウ)までに掲げる地域又は区域のいずれかに存しない場合には、その旨の証明</p>	<p>市町村長</p>	<p>〔新設〕</p>
<p>セ 農業相続人の行った特定貸付け（特定貸付農地等に耕作の放棄又は権利消滅があったために、新たに行った特定貸付けを含む。）が、次に掲げる事業のために行われた貸付けである場合（当該貸付けが農用地利用集積計画の定めるところにより行われたものである場合を除く。）には、当該特定貸付けを行った旨及び当該貸付年月日の証明（措置法第70条の6の2第1項、第2項及び第4項、措置令第40条の7の2第1項、第2項及び第5項、措置規則第23条の8の2第2項イ及びロ、第4項第1号及び第7項）</p>		<p>〔新設〕</p>
<p>(ア) 農地保有合理化事業</p>	<p>農地保有合理化法人</p>	
<p>(イ) 農地利用集積円滑化事業</p>		
<p> a 農地売買等事業</p>	<p>農地利用集積円滑化団体</p>	
<p> b 農地所有者代理事業</p>	<p>市町村長</p>	
<p>シ 農業相続人の行った特定貸付け（特定貸付農</p>	<p>市町村長</p>	<p>〔新設〕</p>

地等に耕作の放棄又は権利消滅があったために、新たに行った特定貸付けを含む。)が、農用地利用集積計画の定めるところにより行われた貸付けである場合には、当該農用地利用集積計画を公告した旨及び当該公告の年月日の証明(措置法第70条の6の2第1項、第2項及び第4項、措置令第40条の7の2第1項、第2項及び第5項、措置規則第23条の8の2第2項第1号八、第4項第1号及び第7項)

ス 旧法猶予適用者(改正農地法の施行日以前に措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている者をいい、特例農地等のうちに相続等により取得をした日において都市営農農地等(措置法第70条の4第2項第4号に規定する都市営農農地等をいう。以下同じ。)を有しないものに限る。)が措置法第70条の6の2第1項の規定の適用を受けようとする場合であって、その特例農地等のうちに相続等により取得した日において市街化区域内農地等であるものを有する場合には、その旨及び当該特例農地等の明細を記載した書類(措置法第70条の6の2第1項、措置令第40条の7の2第1項、措置規則第23条の8の2第2項第2号)

セ 耕作の放棄又は権利消滅があった特定貸付農地等について、新たな特定貸付けを行う見込みがあることにつき税務署長へ承認の申請をする場合には、耕作の放棄又は権利消滅があった特定貸付農地等が存する次に掲げる地域又は区域の区分に応じそれぞれ次に定める証明(措置法第70条の6の2第3項、措置令第40条の7の2第3項、措置規則第23条の8の2第6項)

(ア) 農地保有合理化事業を実施している区域においては、当該特定貸付農地等について農業相続人から農地保有合理化事業のために行う貸付けの申込みを受けたことを証するもの
(イ) 農地利用集積円滑化事業を実施している地

市町村長

農地保有合理化
法人

農地利用集積円

〔新設〕

〔新設〕

<p><u>域においては、当該特定貸付農地等について農業相続人から農地利用集積円滑化事業のために行う貸付けの申込みを受けたことを証するもの</u></p>	<p>滑化団体</p>		
<p>(ウ) <u>利用権設定等促進事業を実施している区域においては、当該特定貸付農地等について、農業相続人から農用地利用集積計画の定めるところにより行われる貸付けの申込みを受けたことを証するもの</u></p>	<p>市町村長</p>		
<p>ソ <u>農業相続人が、農用地区域内にある特例農地等について、次に掲げる事業のために譲渡した場合（農用地利用集積計画の定めるところにより譲渡した場合を除く。）には、当該特例農地等について、当該事業のために買入れを行った旨及び当該買入の年月日の証明（措置法第 70 条の 6 第 1 項第 1 号、措置令第 40 条の 7 第 8 項、措置規則第 23 条の 8 第 4 項第 2 号イ及びロ）</u></p>		<p>〔新設〕</p>	
<p>(ア) <u>農地保有合理化事業</u></p>	<p>農地保有合理化 法人</p>		
<p>(イ) <u>農地利用集積円滑化事業</u></p>			
<p>a <u>農地売買等事業</u></p>	<p>農地利用集積円 滑化団体</p>		
<p>b <u>農地所有者代理事業</u></p>	<p>市町村長</p>		
<p>タ <u>農業相続人が、農用地区域内にある特例農地等について、農用地利用集積計画の定めるところにより譲渡した場合には、当該農用地利用集積計画を公告した旨及び当該公告の年月日の証明（措置法第 70 条の 6 第 1 項第 1 号、措置令第 40 条の 7 第 8 項、措置規則第 23 条の 8 第 4 項第 2 号ハ）</u></p>	<p>市町村長</p>	<p>〔新設〕</p>	
<p>チ <u>農業相続人が、農用地区域内にある特例農地等について、農地保有合理化事業若しくは農地利用集積円滑化事業のために譲渡した場合又は農用地利用集積計画の定めるところにより譲渡した場合には、当該特例農地等が農用地区域内</u></p>	<p>市町村長</p>	<p>〔新設〕</p>	

にある旨の証明（措置法第 70 条の 6 第 1 項第 1 号、措置令第 40 条の 7 第 8 項、措置規則第 23 条の 8 第 4 項第 2 号）

ツ 農業相続人（相続又は遺贈により取得をした日において都市営農農地等である特例農地等を有しないものに限る。）が有する特例農地等のうちに市街化区域内に所在する農地又は採草放牧地がある場合には、当該農地等が市街化区域内農地等である旨の証明（措置法第 70 条の 6 第 30 項、措置規則第 23 の 8 第 3 項第 7 号）

市町村長

〔新設〕

第 2 証明等の事務処理に当たって留意すべき事項

1 農業委員会が行うべき証明等関係

(1) 第 1 の 1 の(1)のア及びイの証明関係

ア 贈与者が措置法第 70 条の 4 第 1 項に規定する「農業を営む個人」に該当するか否か及び受贈者が措置令第 40 条の 6 第 5 項第 3 号の規定による農業経営を行うと認められる者に該当するか否かについては、「租税特別措置法（相続税法の特例関係）の取扱いについて」（昭和 50 年 11 月 4 日付け直資 2-224、直審 5-32、徴管 2-65 国税庁長官通達（以下「国税庁長官通達」という。））の記の 70 の 4 - 6 に留意するとともに、贈与者が贈与の日まで引き続き 3 年以上農業を営んでいたか否か及び受贈者が引き続き 3 年以上農業に従事していたか否かを判断するに当たっては、国税庁長官通達の記の 70 の 4 - 7 及び 70 の 4 - 11 に留意すること。

イ・ウ（略）

(2)（略）

(3) 第 1 の 1 の(1)のエ及びオの証明関係

ア 第 1 の 1 の(1)のエの証明を行う場合において、推定相続人が使用貸借による権利の設定を受けた日まで引き続き 3 年以上農業に従事していたか否かを判断するに当たっては、国税庁長官通達の記の 70 の 4 - 42 に留意するとともに、推定相続人が措置令第 40 条の 6 第 13 項第 3 号の規定による農業経営を行うと認められる者に該当するか否かについては、国税庁長官通達の記の 70 の 4 - 6

第 2 証明等の事務処理に当たって留意すべき事項

1 農業委員会が行うべき証明等関係

(1) 第 1 の 1 の(1)のア及びイの証明関係

ア 贈与者が措置法第 70 条の 4 第 1 項に規定する「農業を営む個人」に該当するか否か及び受贈者が措置令第 40 条の 6 第 6 項第 3 号の規定による農業経営を行うと認められる者に該当するか否かについては、「租税特別措置法（相続税法の特例関係）の取扱いについて」（昭和 50 年 11 月 4 日付け直資 2-224、直審 5-32、徴管 2-65 国税庁長官通達（以下「国税庁長官通達」という。））の記の 70 の 4 - 6 に留意するとともに、贈与者が贈与の日まで引き続き 3 年以上農業を営んでいたか否か及び受贈者が引き続き 3 年以上農業に従事していたか否かを判断するに当たっては、国税庁長官通達の記の 70 の 4 - 7 及び 70 の 4 - 11 に留意すること。

イ・ウ（略）

(2)（略）

(3) 第 1 の 1 の(1)のエ及びオの証明関係

ア 第 1 の 1 の(1)のエの証明を行う場合において、推定相続人が使用貸借による権利の設定を受けた日まで引き続き 3 年以上農業に従事していたか否かを判断するに当たっては、国税庁長官通達の記の 70 の 4 - 42 に留意するとともに、推定相続人が措置令第 40 条の 6 第 14 項第 3 号の規定による農業経営を行うと認められる者に該当するか否かについては、国税庁長官通達の記の 70 の 4 - 6

に留意すること。
イ・ウ（略）

(4)・(5)（略）

(6) 第1の1の(1)のクの証明関係

ア この証明を行うに当たっては、申請者からの事情聴取のほか要すれば現地調査を行う等により、当該受贈者が納税猶予の特例の適用を受けている農地等に係る農業経営又は営農困難時貸付けを引き続き行っていることを確認の上、別紙様式6号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」又は別紙様式7号「引き続き営農困難時貸付けを行っている旨の証明書」により証明を行うこと。

イ 措置法第70条の4第1項に規定する受贈者の贈与により取得した農地等が災害、疾病等のためやむを得ず一時的に農業の用に供されていない土地に該当することとなった場合にあっては、その土地は、その者の農業の用に供している農地等に該当するものとして取り扱うことに留意すること（国税庁長官通達の記の70の4-12）。

(7) 第1の1の(1)のケの証明関係

この証明を行うに当たっては、申請者からの事情聴取のほか要すれば現地調査を行う等により、当該推定相続人が使用貸借による権利が設定されている農地等に係る農業経営を引き続き行っていること及び当該受贈者が当該推定相続人の営む当該農地等に係る農業に従事していることを確認の上、別紙様式8号「引き続き農業経営を行っている等の証明書」により証明を行うこと。

(8) 第1の1の(1)のコの通知関係

ア 措置法第70条の4第35項の「法令の規定に基づき許可、あつせん、通知、届出の受理その他の行為をしたことにより……を知った場合」とは、受贈者が贈与により取得した農地等につき農業委員会が、例えば次の行為をしたことにより権利の移転等があったことを知ったときであること。

(ア)・(イ)（略）

(ウ) 農地法第32条の規定による通知

に留意すること。
イ・ウ（略）

(4)・(5)（略）

(6) 第1の1の(1)のクの証明関係

この証明を行うに当たっては、申請者からの事情聴取のほか要すれば現地調査を行う等により、当該受贈者が納税猶予の特例の適用を受けている農地等に係る農業経営を引き続き行っていることを確認の上、別紙様式6号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」により証明を行うこと。

〔新設〕

(7) 第1の1の(1)のケの証明関係

この証明を行うに当たっては、申請者からの事情聴取のほか要すれば現地調査を行う等により、当該推定相続人が使用貸借による権利が設定されている農地等に係る農業経営を引き続き行っていること及び当該受贈者が当該推定相続人の営む当該農地等に係る農業に従事していることを確認の上、別紙様式7号「引き続き農業経営を行っている等の証明書」により証明を行うこと。

(8) 第1の1の(1)のコの通知関係

ア 措置法第70条の4第31項の「法令の規定に基づき許可、あつせん、通知、届出の受理その他の行為をしたことにより……を知った場合」とは、受贈者が贈与により取得した農地等につき農業委員会が、例えば次の行為をしたことにより権利の移転等があったことを知ったときであること。

(ア)・(イ)（略）

(ウ) 農地法第29条第1項（同法第31条において準用する場合を含む。）の規定による利用権を設定すべき旨の裁定

(イ)・(オ) (略)

イ 農業委員会は、この通知事務の的確な処理を図るため別紙様式 1号「贈与税の納税猶予に関する適格者証明書」の控えをもって年次別に「贈与税の納税猶予に係る農地等整理台帳」を作成し保管するものとし、アに掲げる行為をしたことにより当該納税猶予に係る農地等につき権利の移転等があったことを知った場合及び所轄税務署から次の通知があった場合には、その都度補正を行うこと。

なお、事務処理の便宜に資するため別紙様式 9号による索引簿を備え付けることが望ましい。

(ア)～(イ) (略)

(オ) 納税猶予の規定の適用を受けることとなった受贈者に関する事項についての通知

(カ) 営農困難時貸付けの規定の適用を受けることとなった又は受けられないこととなった受贈者に関する事項についての通知

ウ 農業委員会は、アに掲げる行為をした場合には、イの台帳により当該行為に係る農地等が納税猶予の規定の適用を受ける農地等であるか否かを確認の上、納税猶予の規定の適用を受ける農地等であるときは、別紙様式 10号「農地等の異動事実の通知書」により所轄税務署長に通知すること。

なお、当該通知に係る事案が次のいずれかに該当するか否かを確認の上、該当する場合には、それぞれ、その旨を通知書の摘要欄に記載すること。

(ア) 農地法第 2 条第 2 項各号に掲げる事由により行う一時貸付け

(イ)～(イ) (略)

(9) 第 1 の 1 の(1)のサの通知関係

納税猶予の規定の適用を受ける準農地に係る贈与税の申告書の提出期限後 10 年を経過することとなる場合は、所轄税務署長からあらかじめ農業委員会に対し、当該準農地の明細及び当該準農地の受贈者について連絡があるので、当該連絡を受けた農業委員会は、速やかに、現地調査を実施して当該準農地の利用の形態その他の現況を確認の上、当該 10 年を経過する日から 1 月を経過する日までに、別紙様式 11号「準農地の現況等に関する通知書」により所轄税務署長に通知すること。

(イ)・(オ) (略)

イ 農業委員会は、この通知事務の的確な処理を図るため別紙様式 1号「贈与税の納税猶予に関する適格者証明書」の控えをもって年次別に「贈与税の納税猶予に係る農地等整理台帳」を作成し保管するものとし、アに掲げる行為をしたことにより当該納税猶予に係る農地等につき権利の移転等があったことを知った場合及び所轄税務署から次の通知があった場合には、その都度補正を行うこと。

なお、事務処理の便宜に資するため別紙様式 8号による索引簿を備え付けることが望ましい。

(ア)～(イ) (略)

〔新設〕

〔新設〕

ウ 農業委員会は、アに掲げる行為をした場合には、イの台帳により当該行為に係る農地等が納税猶予の規定の適用を受ける農地等であるか否かを確認の上、納税猶予の規定の適用を受ける農地等であるときは、別紙様式 9号「農地等の異動事実の通知書」により所轄税務署長に通知すること。

なお、当該通知に係る事案が次のいずれかに該当するか否かを確認の上、該当する場合には、それぞれ、その旨を通知書の摘要欄に記載すること。

(ア) 農地法第 2 条第 6 項各号に掲げる事由により行う一時貸付け

(イ)～(イ) (略)

(9) 第 1 の 1 の(1)のサの通知関係

納税猶予の規定の適用を受ける準農地に係る贈与税の申告書の提出期限後 10 年を経過することとなる場合は、所轄税務署長からあらかじめ農業委員会に対し、当該準農地の明細及び当該準農地の受贈者について連絡があるので、当該連絡を受けた農業委員会は、速やかに、現地調査を実施して当該準農地の利用の形態その他の現況を確認の上、当該 10 年を経過する日から 1 月を経過する日までに、別紙様式 10号「準農地の現況等に関する通知書」により所轄税務署長に通知すること。

〔新設〕

(10)第1の1の(1)のシの証明関係

ア 受贈者の行った貸付けが、措置法第70条の4第21項に規定する営農困難時貸付けに該当するためには、次のすべてを満たす必要があることに留意すること（措置法第70条の4第21項、措置令第40条の6第45項及び第46項）。

(ア) 受贈者が、特例農地等について当該受贈者の農業の用に供することが困難な状態であること

(イ) 特例農地等について次のaからcまでのいずれかの地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付けを行ったこと

a 措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付け

b 特例農地等が、次の(a)から(c)までの区域等（以下「農地保有合理化事業等の区域」という。）のいずれにも存しない場合における貸付け（措置令第40条の6第46項）

(a) 農地保有合理化事業を実施している区域

(b) 農地利用集積円滑化事業を実施している地域

(c) 利用権設定等促進事業を実施している区域

c 措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日までに当該貸付けを行うことができなかった場合（当該貸付けの申込みを当該1年を経過する日まで引き続き行っている場合に限る。）における貸付け

イ アの(ア)に規定する「当該受贈者の農業の用に供することが困難な状態」とは、贈与税の申告書の提出期限後において、受贈者に次のいずれかの事由が生じたことをいう（措置令第40条の6第45項）。

(ア) 精神障害者保健福祉手帳（障害等級が1級であるもの）の交付を受けたこと

(イ) 身体障害者手帳（身体上の障害の程度が1級又は2級であるもの）の交付を受けたこと

(ウ) 要介護認定（要介護状態区分が5のもの）を受けたこと

ウ 贈与税の申告書の期限において既にイに該当している者は、贈与税の申告書の提出期限後において、受贈者に次のいずれかの事由が生じた場合に営農困難時貸付けを行うことができることに留意すること。

(ア) 既に身体障害者手帳（身体上の障害の程度が2級であるもの）の交付を受けていた者が、当該贈与税の申告書の提出期限後に、

当該身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が1級に変更された場合

(イ) 既に身体障害者手帳(身体上の障害の程度が1級又は2級であるもの)の交付を受けていた者が、当該贈与税の申告書の提出期限後に、当該身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が1級又は2級である障害が新たに記載された場合

(ウ) 既にイに該当している者が、当該贈与税の申告書の提出期限後に、新たに当該受贈者にイに掲げる事由が生じた場合

エ この証明は、農地法施行規則(昭和27年農林省令第79号)第17条第1項に定める受理通知書又はその写し(以下「農地法第3条届出受理通知書」という。)によるものとする。

オ 当該営農困難時貸付けが、農地保有合理化事業又は農地利用集積円滑化事業(農地売買等事業に限る。)のために行われたものであっても、当該貸付けが農用地利用集積計画の定めるところにより行われた場合には、この証明ではなく、第1の2の(1)の力に定める市町村長の証明が必要となることに留意すること。

カ この証明を行うに当たっては、営農困難時貸付けを行ったことに行わなければならないことに留意すること(措置令第40条の6第47項。以下(12)までにおいて同じ。)

(11)第1の1の(1)のアの証明関係

ア 受贈者の行った貸付けが、措置法第70条の4第21項に規定する営農困難時貸付けに該当するか否かは(10)のアからウまでに準じて判断すること。

特に、措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付け以外の貸付けは、(10)のアの(イ)のb又はcに該当する場合に行うことができることに留意すること。

イ (10)のアの(イ)のbに規定する「特例農地等が、農地保有合理化事業等の区域のいずれにも存しない場合」は、ウに規定する貸付けの申込みを行うことなく、措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付け以外の貸付けを行うことができる。

ウ (10)のアの(イ)のcに規定する「措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日までに当該貸付けを行うことができなかった場合」とは、農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体又は利用権設定等促進事業を行っている市町村に対して、当該特例農地等に係る措置法第70条

[新設]

の6の2第1項各号に掲げる貸付けの申込みが当該申込みを行った日後1年を経過する日まで継続して行われていたが、同日において当該貸付けができない場合をいう（措置令第40条の6第46項）。

エ 営農困難時貸付農地等に耕作の放棄又は権利消滅があったために、当該営農困難時貸付農地等につき新たな営農困難時貸付けを行う場合には、ウに規定する貸付けの申込みを継続して行う期間が、「当該申込みを行った日後1月を経過する日まで」に短縮されることに留意すること（措置令第40条の6第56項）。

オ 「農地法第3条第1項の許可を受けたこと及び当該許可をした年月日」の証明は、当該許可の申請者に対して交付する当該許可に係る指令書又はその写し（以下「農地法第3条許可書等」という。）により行うこととし、また、「当該営農困難時貸付けにつき農地法第3条第1項の許可を受けることを要しない旨」の証明は、別紙様式12号「農地法第3条第1項の許可不要である旨の証明書」により行うこと。

(12)第1の1の(1)のセの証明関係

この証明を行うに当たっては、現地調査により申請者が営農困難時貸付農地等の用に供されていた農地等について自ら営農を開始していることを確認の上、証明書の様式は、別紙様式13号「農業の用に供した旨の証明書（営農困難時貸付け）」により証明を行うこと。

(13)第1の1の(1)のソ及びタの証明関係

ア この証明を行う場合において、農地法第2条第3項に規定する農業生産法人と認められるか否かを判断するに当たっては、「農地法関係事務処理要領」（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号経営局長・農村振興局長連名通知。以下「事務処理要領」という。）の別紙1の様式例第1号の1の別紙「農業生産法人としての事業等の状況」又は事務処理要領の様式例第5号の1「農業生産法人要件報告書」により確認するとともに、特定農業生産法人に該当するか否かの判断については、次により確認を行うこと。

(ア)・(イ)（略）

(ウ) 受贈者が農業生産法人の農地法第2条第3項第2号二に規定する常時従事者である組合員、社員又は株主であって、次に掲

〔新設〕

(10)第1の1の(1)のシ及びスの証明関係

ア この証明を行う場合において、農地法第2条第7項に規定する農業生産法人と認められるか否かを判断するに当たっては、「農地法関係事務処理要領（既墾地の部）その（一）について」（昭和27年11月25日付け27地局第3707号農林省農地局長通知。以下「事務処理要領」という。）の様式例第1号の別紙1「農業生産法人の要件に係る事項」又は事務処理要領の様式例第4号の3「農業生産法人要件確認書」により確認するとともに、特定農業生産法人に該当するか否かの判断については、次により確認を行うこと。

(ア)・(イ)（略）

(ウ) 受贈者が農業生産法人の農地法第2条第7項第2号二に規定する常時従事者である組合員、社員又は株主であって、次に掲

げる区分に応じてそれぞれ当該各区分に定める要件を満たすものであるか否か（平成 17 年改正措置令附則第 33 条第 3 項第 3 号）。

(i) 認定農業生産法人の組合員、社員又は株主である場合 当該認定農業生産法人の行う農地法第 2 条第 3 項第 1 号に規定する農業に従事する日数が 1 年間のうち 150 日以上であり、かつ、その農業に必要な農作業に従事する日数が 1 年間のうち 60 日以上であること（平成 17 年改正措置令附則第 33 条第 3 項第 3 号イ）。

(ii) 認定特定農業法人の組合員、社員又は株主である場合 当該認定特定農業法人の行う農地法第 2 条第 3 項第 1 号に規定する農業に従事する日数が 1 年間のうち別紙様式 14 号の別紙により算出した日数（最短で 60 日最長で 150 日）以上であり、かつ、その農業に必要な農作業に従事する日数が 1 年間のうち 60 日以上であること（平成 17 年改正措置令附則第 33 条第 3 号ロ）。

イ 証明を行う場合の証明書の様式は、別紙様式 14 号「特定農業生産法人に関する証明書」によること。

(14) 第 1 の 1 の (1) のチの証明関係

ア この証明を行う場合において、農地法第 2 条第 3 項に規定する農業生産法人と認められるか否かを判断するに当たっては、事務処理要領の様式例第 1 号の 1 の別紙「農業生産法人としての事業等の状況」又は事務処理要領の様式例第 5 号の 1「農業生産法人要件報告書」により確認するとともに、特定農業生産法人に該当するか否かの判断については、次により確認を行うこと。

(ア)（略）

(イ) 受贈者が、1 年間のうちに農業生産法人の行う農地法第 2 条第 3 項第 1 号に規定する農業に従事する日数が 150 日以上であり、かつ、その農業に必要な農作業に主として従事すると認められる農業生産法人の常時従事者である組合員、社員又は株主となっていること（平成 7 年改正措置令附則第 28 条第 3 項第 2 号）。

イ 証明を行う場合の証明書の様式は、別紙様式 15 号「旧特定農業生産法人に関する証明書」によること。

げる区分に応じてそれぞれ当該各区分に定める要件を満たすものであるか否か（平成 17 年改正措置令附則第 33 条第 3 項第 3 号）。

(i) 認定農業生産法人の組合員、社員又は株主である場合 当該認定農業生産法人の行う農地法第 2 条第 7 項第 1 号に規定する農業に従事する日数が 1 年間のうち 150 日以上であり、かつ、その農業に必要な農作業に従事する日数が 1 年間のうち 60 日以上であること（平成 17 年改正措置令附則第 33 条第 3 項第 3 号イ）。

(ii) 認定特定農業法人の組合員、社員又は株主である場合 当該認定特定農業法人の行う農地法第 2 条第 7 項第 1 号に規定する農業に従事する日数が 1 年間のうち別紙様式 11 号の別紙により算出した日数（最短で 60 日最長で 150 日）以上であり、かつ、その農業に必要な農作業に従事する日数が 1 年間のうち 60 日以上であること（平成 17 年改正措置令附則第 33 条第 3 号ロ）。

イ 証明を行う場合の証明書の様式は、別紙様式 11 号「特定農業生産法人に関する証明書」によること。

(11) 第 1 の 1 の (1) のセの証明関係

ア この証明を行う場合において、農地法第 2 条第 7 項に規定する農業生産法人と認められるか否かを判断するに当たっては、事務処理要領の様式例第 1 号の別紙 1「農業生産法人の要件に係る事項」又は事務処理要領の様式例第 4 号の 3「農業生産法人要件確認書」により確認するとともに、特定農業生産法人に該当するか否かの判断については、次により確認を行うこと。

(ア)（略）

(イ) 受贈者が、1 年間のうちに農業生産法人の行う農地法第 2 条第 7 項第 1 号に規定する農業に従事する日数が 150 日以上であり、かつ、その農業に必要な農作業に主として従事すると認められる農業生産法人の常時従事者である組合員、社員又は株主となっていること（平成 7 年改正措置令附則第 28 条第 3 項第 2 号）。

イ 証明を行う場合の証明書の様式は、別紙様式 12 号「旧特定農業生産法人に関する証明書」によること。

(15)第1の1の(2)のア及びイの証明関係

ア 「農業を営んでいた個人」及び「農業経営を開始し、その後引き続き当該農業経営を行うと認められる者」については、国税庁長官通達の記の70の6-4、70の6-5、70の6-6、70の6-8及び70の6-10に留意するとともに、特に次に留意すること。

(ア) 「農業を営んでいた個人」には措置令第40条の7第1項に規定する者のほか、次のaからcまでに掲げる者を含むことに留意すること。

a 措置法第70条の4第21項に規定する営農困難時貸付けを行っていた受贈者

b 措置法第70条の6第27項に規定する営農困難時貸付けを行っていた農業相続人

c 措置法第70条の6の3第1項に規定する特定貸付けを行っていた者。

(イ) 「農業経営を開始し、その後引き続き当該農業経営を行うと認められる者」には、措置令第40条の7第2項に規定する者のほか、次のa又はbに掲げる者を含むことに留意すること。

a 措置法第70条の4第21項に規定する営農困難時貸付けを行っていた受贈者であって、贈与者の死亡により、特例農地等が措置法第70条の5第1項の規定により当該贈与者から相続等により取得した者とみなされる者

b 相続等により取得した農地等について、相続税の申告期限までに措置法第70条の6の3第1項に規定する特定貸付けにより貸付けを行っている農業相続人

なお、特定貸付農地等を相続等により取得し、相続後においても当該特定貸付けを継続させる場合には、農業相続人と当該特定貸付農地等の借受者との間で新たに特定貸付けを行い直す必要はない。

イ・ウ (略)

エ 証明を行う場合の証明書の様式は、別紙様式16号「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」によること。

(16)~(18) (略)

(19)第1の1の(2)の力の証明関係

(12)第1の1の(2)のア及びイの証明関係

ア 「農業を営んでいた個人」及び「農業経営を開始し、その後引き続き当該農業経営を行うと認められる者」については、国税庁長官通達の記の70の6-4、70の6-5、70の6-6、70の6-8及び70の6-10に留意すること。

イ・ウ (略)

エ 証明を行う場合の証明書の様式は、別紙様式13号「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」によること。

(13)~(15) (略)

(16)第1の1の(2)の力の証明関係

ア この証明を行うに当たっては、申請者からの事情聴取のほか要すれば現地調査を行う等により、当該農業相続人が納税猶予の特例の適用を受けている農地等に係る農業経営又は営農困難時貸付け若しくは特定貸付けを引き続き行っていることを確認の上、別紙様式 6 号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」又は別紙様式 7 号「引き続き営農困難時貸付けを行っている旨の証明書」若しくは別紙様式 17 号「引き続き特定貸付けを行っている旨の証明書」により証明を行うこと。

イ 措置法第 70 条の 6 第 1 項に規定する農業相続人の相続により取得した農地等が災害、疾病等のためやむを得ず一時的に農業の用に供されていない土地に該当することとなった場合にあっては、その土地は、その者の農業の用に供している農地等に該当するものとして取り扱うことに留意すること（国税庁長官通達の記の 70 の 6 - 13 の 3 ）。

(20) (略)

(21) 第 1 の 1 の (2) の ク の 通知 関係

(8) に準じて取り扱うこと。なお、相続税の納税猶予においては、(8) の イ に掲げる所轄税務署長の通知に、特定貸付けの規定の適用を受けることとなった又は受けないこととなった農業相続人に関する事項についての通知が加わることに留意すること。

(22) (略)

(23) 第 1 の 1 の (2) の コ の 証明 関係

ア 農業相続人の行った貸付けが、措置法第 70 条の 6 第 27 項に規定する営農困難時貸付けに該当するためには、次のすべてを満たす必要があることに留意すること（措置法第 70 条の 6 第 27 項、措置令第 40 条の 7 第 49 項及び第 50 項）。

(ア) 農業相続人が、特例農地等について当該農業相続人の農業の用に供することが困難な状態であること

(イ) 特例農地等について、次の a 又は b の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付けを行ったこと

a 特例農地等が、農地保有合理化事業等の実施区域のいずれ

(6) に準じて取り扱うこと。

(17) (略)

(18) 第 1 の 1 の (2) の ク の 通知 関係

(8) に準じて取り扱うこと。

(19) (略)

〔新設〕

にも存しない場合の貸付け

b 特定貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日までに当該貸付けを行うことができなかつた場合（当該貸付けの申込みを当該1年を経過する日まで引き続き行っている場合に限る。）における貸付け

イ アの(ア)に規定する「当該受贈者の農業の用に供することが困難な状態」は、(10)のイ及びウに準じて取り扱うこと。

ウ 農業相続人がアの(ア)の状態である場合にあつても、特例農地等について措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付けを行った場合には、当該貸付けは特定貸付けに位置付けられ、営農困難時貸付けには当たらないことに留意すること（(10)のアに規定する贈与税の納税猶予における営農困難時貸付けとの違いに留意すること。）

エ アの(イ)のaに規定する「特例農地等が、農地保有合理化事業等の実施区域のいずれにも存しない場合」は、(11)のイに準じて取り扱うこと（措置令第40条の7第50項）

オ アの(イ)のbに規定する「措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日までに当該貸付けを行うことができなかつた場合」は、(11)のウ及びエに準じて取り扱うこと（措置令第40条の7第50項及び第56項）

カ 「農地法第3条第1項の許可を受けたこと及び当該許可をした年月日」の証明は、農地法第3条許可書等により行うこととし、また「当該営農困難時貸付けにつき農地法第3条第1項の許可を受けることを要しない旨」の証明は、別紙様式12号「農地法第3条第1項の許可不要である旨の証明書」により行うこと。

キ この証明を行うに当たっては、営農困難時貸付けを行ったごとに行わなければならないことに留意すること（措置令第40条の7第51項。以下(25)までにおいて同じ。）

(24)第1の1の(2)のサの証明関係

ア 農業相続人の行った貸付けが、措置法第70条の6第27項に規定する営農困難時貸付けに該当するか否かは、(23)のアからオまでに準じて判断すること。

イ 営農困難時貸付農地等に耕作の放棄又は権利消滅があつた場合には、当該営農困難時農地等に係る新たな営農困難時貸付けを措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付けにより行った場合

〔新設〕

であっても、当該貸付けは措置法第 70 条の 6 第 27 項の規定が適用される営農困難時貸付けとして取り扱われることに留意すること。

ウ この証明を行うに当たっては、農地法第 3 条届出受理通知書により行うものとする。

エ 当該営農困難時貸付けが、農地保有合理化事業又は農地利用集積円滑化事業（農地売買等事業に限る。）のために行われたものであっても、当該貸付けが農用地利用集積計画の定めるところにより行われた場合には、この証明ではなく、第 1 の 2 の(2)のクに定める市町村長の証明が必要となることに留意すること。

(25) 第 1 の 1 の(2)のシの証明関係
(12)に準じて取り扱うこと。

〔新設〕

(26) 第 1 の 1 の(2)のスの証明関係

〔新設〕

ア 措置法第 70 条の 6 の 2 第 1 項に規定する特定貸付けの対象となる農地又は採草放牧地とは、市街化区域外に所在し、かつ農地保有合理化事業等の区域に存する農地又は採草放牧地に限られることに留意すること。また、次に掲げる特例農地等は特定貸付けの対象とはならないことに留意すること。

(ア) 準農地である特例農地等

(イ) 措置令第 40 条の 7 第 65 項第 2 号又は第 3 号に掲げる敷地又は用地である特例農地等

(ウ) 措置法第 70 条の 6 第 9 項（年金特例）の規定の適用を受ける特例農地等

(エ) 措置法第 70 条の 6 第 10 項（借換特例）に規定する貸付特例適用農地等

(オ) 措置法第 70 条の 6 第 21 項に規定する一時的道路用地等の用に供するため同項に規定する地上権等の設定等に基づく貸付けの対象となっている特例農地等

(カ) 措置法第 70 条の 6 第 27 項に規定する営農困難時貸付けの対象となっている特例農地等

イ 営農困難時貸付農地等に耕作の放棄又は権利消滅があった場合に、当該営農困難時農地等に係る新たな営農困難時貸付けを措置法第 70 条の 6 の 2 第 1 項各号に掲げる貸付けにより行った場合であっても、当該貸付けは措置法第 70 条の 6 第 27 項の規定が適用

される営農困難時貸付けであり、措置法第 70 条の 6 の 2 の規定の適用はないことに留意すること。

ウ この証明を行うに当たっては、農地法第 3 条届出受理通知書により行うものとする。

エ 当該特定貸付けが、農地保有合理化事業又は農地利用集積円滑化事業（農地売買等事業に限る。）のために行われたものであっても、当該貸付けが農用地利用集積計画の定めるところにより行われた場合には、この証明ではなく、第 1 の 2 の(2)のシに定める市町村長の証明が必要となることに留意すること。

オ この証明を行うに当たっては、特定貸付けを行ったことに行わなければならないことに留意すること（措置令第 40 条の 7 の 2 第 2 項。以下(27)において同じ。）

(27)第 1 の 1 の(2)のセの証明関係

この証明を行うに当たっては、(6)に準じて取り扱うこととし、証明書の様式は、別紙様式 18 号「農業の用に供した旨の証明書（特定貸付け）」により証明を行うこと。

〔新設〕

(28)第 1 の 1 の(2)のソの証明関係

ア この証明を行うに当たっては、農地法第 3 条届出受理通知書により行うものとする。

イ 当該譲渡が、農地保有合理化事業又は農地利用集積円滑化事業（農地売買等事業に限る。）のために行われたものであっても、当該譲渡が農用地利用集積計画の定めるところにより行われた場合には、この証明ではなく、第 1 の 2 の(2)のタに定める市町村長の証明が必要となることに留意すること。

〔新設〕

(29)その他処理上の留意事項

ア～オ （略）

カ 改正農地法の施行日前に改正農地法第 2 条による改正前の基盤強化法（以下「旧基盤強化法」という。）に基づき行っていた次に掲げる貸付けは、措置法第 70 条の 6 の 3 第 1 項に規定する特定貸付けに該当することに留意すること。

(ア) 旧基盤強化法第 4 条第 2 項に規定する農地保有合理化事業のために都道府県農地保有合理化法人（同法第 7 条第 1 項の承認を受けた法人（同法第 5 条第 2 項第 4 号口の規定により農業経

(20)その他処理上の留意事項

ア～オ （略）

〔新設〕

営基盤強化促進基本方針に定められた者に限る。)をいう。)に
対し行っていた貸付け(ウ)に該当するものを除く。)

(イ) 旧基盤強化法第4条第2項に規定する農地保有合理化事業の
ために旧市町村農地保有合理化法人(同法第7条第1項の承認
を受けた法人(同法第6条第3項の規定により農業経営基盤強
化促進基本構想に定められた者に限る。)をいう。以下同じ。)
に対し行っていた貸付けのうち、次のいずれかに該当するもの
(ウ)に該当するものを除く。)

a 旧市町村農地保有合理化法人が、改正農地法附則第12条第
1項の規定によりなお従前の例によるものとされている旧農
地売買等事業(旧基盤強化法第4条第2項第1号に規定する
農地売買等事業をいう。)を実施している場合における当該貸
付け

b 旧市町村農地保有合理化法人が、基盤強化法第11条の9第
1項の規定により農地利用集積円滑化事業規程(同項に規定
する農地利用集積円滑化事業規程をいう。)の承認を受けてい
る場合における当該貸付け

(ウ) 旧基盤強化法第20条に規定する農用地利用集積計画の定める
ところにより行っていた貸付け

キ 改正農地法の施行日前に相続税の納税猶予制度の適用を受けて
いた農業相続人は、平成21年改正前措置法(所得税法等の一部を
改正する法律(平成21年法律第13号)第5条による改正前の措
置法をいう。)第70条の6第1項に規定する農業相続人として取
り扱われる。ただし、20年間の営農継続により猶予税額が免除さ
れる農業相続人が特定貸付けを行った場合には、当該農業相続人
は措置法第70条の6第1項に規定する農業相続人とみなされ、同
条第38項が適用されることにより、市街化区域内農地等以外の特
例農地等に係る猶予税額の免除事由が「相続税の申告書の提出期
限の翌日から20年を経過した場合」から「農業相続人が死亡した
場合」に変更されることに留意すること。

2 市町村長、農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体、農業協同組合、都道府県知事又は農林水産大臣が行うべき証明等関係

(1) 第1の2の(1)のアの証明関係

この証明の申請に係る土地が、市町村整備計画において農業上の用途区分が農地又は採草放牧地とされている土地であるか否かを当

〔新設〕

2 市町村長、農業協同組合、都道府県知事又は農林水産大臣が行うべき証明等関係

(1) 第1の2の(1)のアの証明関係

この証明の申請に係る土地が、市町村整備計画において農業上の用途区分が農地又は採草放牧地とされている土地であるか否かを当

該市町村整備計画書により確認するとともに、当該土地を開発して農地又は採草放牧地として贈与を受けた者の農業の用に供することが適当であるものと認められるか否かを確認の上、別紙様式 19 号「贈与税・相続税の納税猶予の特例適用の準農地該当証明書」により証明を行うこと。

(2) 第 1 の 2 の(1)のイの証明関係

原則として、別紙様式 20 号「草地利用権の設定等に関する承認・裁定に係る証明書」により証明を行うものとするが、旧農地法第 75 条の 2 第 5 項（同法第 75 条の 7 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による通知書又は同法第 75 条の 6 第 1 項（同法第 75 条の 8 第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による通知書の写しをもって代えることができるものであること。

(3) 第 1 の 2 の(1)のウの証明関係

別紙様式 21 号「草地利用権の設定等に係る証明書」により証明を行うこと。

(4) 第 1 の 2 の(1)のエの通知関係

ア 措置法第 70 条の 4 第 35 項の「法令の規定に基づき許可、あつせん、通知、届出の受理その他の行為をしたことにより……を知った場合」とは、受贈者が贈与により取得した農地等につき、例えば、市町村長にあっては次の(イ)及び(キ)に掲げる行為、都道府県知事にあっては次の(ア)から(ウ)まで並びに(オ)及び(カ)までに掲げる行為、農林水産大臣にあっては次の(イ)に掲げる行為をしたことにより権利の移転等があったことを知ったときであること。

(ア)・(イ)（略）

〔削る。〕

(ウ) 旧農地法第 75 条の 5 第 1 項又は第 75 条の 8 第 1 項の規定による裁定

(イ)（略）

〔削る。〕

〔削る。〕

〔削る。〕

〔削る。〕

該市町村整備計画書により確認するとともに、当該土地を開発して農地又は採草放牧地として贈与を受けた者の農業の用に供することが適当であるものと認められるか否かを確認の上、別紙様式 14 号「贈与税・相続税の納税猶予の特例適用の準農地該当証明書」により証明を行うこと。

(2) 第 1 の 2 の(1)のイの証明関係

原則として、別紙様式 15 号「草地利用権の設定等に関する承認・裁定に係る証明書」により証明を行うものとするが、農地法第 75 条の 2 第 5 項（同法第 75 条の 7 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による通知書又は同法第 75 条の 6 第 1 項（同法第 75 条の 8 第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による通知書の写しをもって代えることができるものであること。

(3) 第 1 の 2 の(1)のウの証明関係

別紙様式 16 号「草地利用権の設定等に係る証明書」により証明を行うこと。

(4) 第 1 の 2 の(1)のエの通知関係

ア 措置法第 70 条の 4 第 31 項の「法令の規定に基づき許可、あつせん、通知、届出の受理その他の行為をしたことにより……を知った場合」とは、受贈者が贈与により取得した農地等につき、例えば、市町村長にあっては次の(オ)から(キ)まで及び(シ)に掲げる行為、都道府県知事にあっては次の(ア)から(イ)まで及び(ク)から(サ)までに掲げる行為、農林水産大臣にあっては次の(イ)、(ウ)及び(サ)に掲げる行為をしたことにより権利の移転等があったことを知ったときであること。

(ア)・(イ)（略）

(ウ) 農地法第 73 条第 1 項の規定による許可

(イ) 農地法第 75 条の 5 第 1 項又は第 75 条の 8 第 1 項の規定による裁定

(オ)（略）

(カ) 基盤強化法第 27 条の 2 第 1 項の規定による通知

(キ) 基盤強化法第 27 条の 3 第 2 項の規定による通知

(ク) 基盤強化法第 27 条の 4 第 2 項の規定による調停

(ケ) 基盤強化法第 27 条の 7 第 1 項の規定による裁定

(オ) (略)

(カ) 土地改良法第 99 条第 1 項又は第 100 条第 1 項の規定による交換分合に係る交換分合計画の認可

(キ) (略)

イ 農村振興局長、地方農政局長、沖縄総合事務局長、都道府県知事及び市町村長は、国税庁長官、所轄国税局長又は所轄税務署長から送付を受けた「贈与税の納税猶予の対象者等に関する通知書」により納税猶予の規定の適用を受ける者について、年次別（地方農政局長にあっては年次別及び都道府県別、都道府県知事にあっては年次別及び市町村別）に「納税猶予対象者名簿」を作成し保管するものとし、国税庁長官、所轄国税局長又は所轄税務署長から納税猶予に係る贈与税の額の全部について猶予期限が確定した旨の通知があった場合には、その都度補正を行うこと。

なお、事務処理の便宜に資するため別紙様式 9 号による索引簿を備え付けることが望ましい。

ウ 農村振興局長、地方農政局長、沖縄総合事務局長、都道府県知事及び市町村長は、それぞれアに掲げる行為をした場合には、イの名簿により当該行為に係る農地等の権利を有する者が納税猶予の規定の適用を受ける者であるか否かを確認の上、納税猶予の規定の適用を受ける者であるときは、農村振興局長にあっては国税庁長官に、地方農政局長にあっては所轄国税局長に、沖縄総合事務局長にあっては沖縄国税事務所長に、都道府県知事及び市町村長にあっては所轄税務署長に別紙様式 10 号「農地等の異動事実の通知書」により通知すること。

なお、当該通知に係る事案が次のいずれかに該当するか否か確認の上、該当する場合には、それぞれ、その旨を通知書の摘要欄に記載すること。

(ア) 農地法第 2 条第 2 項各号に掲げる事由により行う一時貸付け

(イ)・(ウ) (略)

(I) 措置令第 40 条の 6 第 11 項に掲げる施設の用に供するために

(コ) (略)

(ク) 土地改良法第 99 条第 1 項又は第 100 条第 1 項若しくは独立行政法人緑資源機構法（平成 14 年法律第 130 号）第 17 条第 1 項の規定による交換分合に係る交換分合計画の認可

(ク) (略)

イ 農村振興局長、地方農政局長、沖縄総合事務局長、都道府県知事及び市町村長は、国税庁長官、所轄国税局長又は所轄税務署長から送付を受けた「贈与税の納税猶予の対象者等に関する通知書」により納税猶予の規定の適用を受ける者について、年次別（地方農政局長にあっては年次別及び都道府県別、都道府県知事にあっては年次別及び市町村別）に「納税猶予対象者名簿」を作成し保管するものとし、国税庁長官、所轄国税局長又は所轄税務署長から納税猶予に係る贈与税の額の全部について猶予期限が確定した旨の通知があった場合には、その都度補正を行うこと。

なお、事務処理の便宜に資するため別紙様式 8 号による索引簿を備え付けることが望ましい。

ウ 農村振興局長、地方農政局長、沖縄総合事務局長、都道府県知事及び市町村長は、それぞれアに掲げる行為をした場合には、イの名簿により当該行為に係る農地等の権利を有する者が納税猶予の規定の適用を受ける者であるか否かを確認の上、納税猶予の規定の適用を受ける者であるときは、農村振興局長にあっては国税庁長官に、地方農政局長にあっては所轄国税局長に、沖縄総合事務局長にあっては沖縄国税事務所長に、都道府県知事及び市町村長にあっては所轄税務署長に別紙様式 9 号「農地等の異動事実の通知書」により通知すること（ただし、アの(カ)にあっては、当該通知に係る基盤強化法第 27 条の 2 第 2 項の期限内に同項の農業上の利用に関する計画の届出がなかった場合（農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和 55 年農林水産省令第 34 号）第 28 条第 1 項に規定する事由により当該計画を届け出なかった場合を除く。）に限る。）。

なお、当該通知に係る事案が次のいずれかに該当するか否か確認の上、該当する場合には、それぞれ、その旨を通知書の摘要欄に記載すること。

(ア) 農地法第 2 条第 6 項各号に掲げる事由により行う一時貸付け

(イ)・(ウ) (略)

(I) 措置令第 40 条の 6 第 12 項に掲げる施設の用に供するために

行う開発行為
(オ)～(ク) (略)

(5) 第1の2の(1)のオの証明関係

ア 受贈者の行った貸付けが、措置法第70条の4第21項に規定する営農困難時貸付けに該当するか否かは、1の(10)のアからウまでに準じて判断すること。

イ 農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体及び市町村長は、措置法第70条の4第1項の適用を受ける受贈者から営農困難時貸付けの申込みがあった場合には、別紙様式22号「貸付申込書」又はこれに準ずるものの提出を求めるものとする。

また、農地利用集積円滑化事業（農地所有者代理事業に限る。）のために行われる貸付けに係る貸付申込書は、受贈者が農地利用集積円滑化団体と締結した農地等の貸付けに係る委任契約書（以下「委任契約書」という。）によることができるものとする。

ウ 別紙様式23号「営農困難時貸付けを行った旨の証明書」により証明を行うこと。

エ 当該営農困難時貸付けが、農地保有合理化学業又は農地利用集積円滑化事業のために行われたものであっても、当該貸付けが農用地利用集積計画の定めるところにより行われた場合には、この証明ではなく、第1の2の(1)の力に定める市町村長の証明が必要となることに留意すること。

オ 当該営農困難時貸付けが、農地利用集積円滑化事業のうち農地所有者代理事業のために行われた場合には、農地利用集積円滑化団体ではなく市町村長がこの証明を行う必要があることに留意すること。この場合、市町村長は、農地利用集積円滑化団体からの事情聴取のほか要すれば契約書の写し等により事実確認を行った上、証明を行うこと。

カ この証明を行うに当たっては、営農困難時貸付けを行ったごとに行わなければならないことに留意すること（措置令第40条の6第47項。以下(10)までにおいて同じ。）

(6) 第1の2の(1)の力の証明関係

ア 受贈者の行った貸付けが、措置法第70条の4第21項に規定する営農困難時貸付けに該当するか否かは、1の(10)のアからウまでに準じて判断すること。

行う開発行為
(オ)～(ク) (略)

〔新設〕

〔新設〕

- イ 市町村長は、措置法第 70 条の 4 第 1 項の適用を受ける受贈者から営農困難時貸付けの申込みがあった場合には、別紙様式 22 号「貸付申込書」又はこれに準ずるものの提出を求めるものとする。
- ウ 別紙様式第 24 号「農用地利用集積計画を公告した旨の証明書(貸付)」により証明を行うこと。

(7) 第 1 の 2 の(1)のキの証明関係

〔新設〕

- ア 受贈者の行った貸付けが、措置法第 70 条の 4 第 21 項に規定する営農困難時貸付けに該当するか否かは、1 の(11)のアからエまでに準じて判断すること。
- イ この証明を行うに当たっては、次により行うものとする。
- (ア) 営農困難時貸付けを行った場合（(1)の場合を除く。）は、(5)のイ又は(6)のイの貸付申込書等又は委任契約書に記載された申込年月日後 1 年を経過していることを確認の上、別紙様式 25 号「営農困難時貸付農地等に係る貸付申込証明書（1 年）」により行う。
- (イ) 耕作の放棄又は権利消滅のあった営農困難時貸付農地等につき新たな営農困難時貸付けを行った場合は、(5)のイ又は(6)のイの貸付申込書等又は委任契約書に記載された申込年月日後 1 月を経過していることを確認の上、別紙様式 26 号「営農困難時貸付農地等に係る貸付申込証明書（1 月）」により行う。

(8) 第 1 の 2 の(1)のクの証明関係

〔新設〕

- ア 受贈者の行った貸付けが、措置法第 70 条の 4 第 21 項に規定する営農困難時貸付けに該当するか否かは、1 の(11)のアからエまでに準じて判断すること。
- イ 別紙様式 27 号「営農困難時貸付農地等の存する地域等に係る証明書」により証明を行うこと。

(9) 第 1 の 2 の(1)のケの証明関係

〔新設〕

- ア 受贈者の行う貸付けが、措置法第 70 条の 4 第 21 項に規定する営農困難時貸付けに該当するか否かは、1 の(10)のアからウまでに準じて判断すること。
- イ この証明を行うに当たっては、新たな営農困難時貸付けを行う見込みである受贈者から(5)のイ又は(6)のイの貸付申込書等又は委任契約書の提出を受けていることを確認の上、別紙様式 28 号「営

農困難時貸付農地等に係る貸付申込証明書」により行うものとする。

(10) 第1の2の(1)のコの証明関係

ア 受贈者の行う貸付けが、措置法第70条の4第21項に規定する営農困難時貸付けに該当するか否かは、1の(10)のアからウまでに準じて判断すること。

イ 別紙様式27号「営農困難時貸付農地等の存する地域等に係る証明書」により証明を行うこと。

(11) 第1の2の(1)のサ及びシの証明関係

別紙様式29号「農業経営改善計画・特定農用地利用規程の認定日等に関する証明書」により証明を行うこと。

(12) 第1の2の(1)のス、セ及びソの証明関係

別紙様式30号「新たな農業経営改善計画・特定農用地利用規程の認定日等に関する証明書」により証明を行うこと。

(13)～(16) (略)

(17) 第1の2の(2)のオの証明関係

ア 農業相続人の行った貸付けが、措置法第70条の6第27項に規定する営農困難時貸付けに該当するか否かは、1の(23)のアからオまでに準じて判断すること(以下(22)までにおいて同じ。)

イ この証明を行うに当たっては、次により行うものとする。

(ア) 営農困難時貸付けを行った場合((イ)の場合を除く。)は、(23)のイ又は(24)のアの貸付申込書等又は委任契約書に記載された申込年月日後1年を経過していることを確認の上、別紙様式25号「営農困難時貸付農地等に係る貸付申込証明書(1年)」により行う。

(イ) 耕作の放棄又は権利消滅のあった営農困難時貸付農地等につき新たな営農困難時貸付けを行った場合は、(23)のイ又は(24)のアの貸付申込書等又は委任契約書に記載された申込年月日後1月を経過していることを確認の上、別紙様式26号「営農困難時貸付農地等に係る貸付申込証明書(1月)」により行う。

ウ この証明を行うに当たっては、営農困難時貸付けを行ったごと

[新設]

(5) 第1の2の(1)のオ及びカの証明関係

別紙様式17号「農業経営改善計画・特定農用地利用規程の認定日等に関する証明書」により証明を行うこと。

(6) 第1の2の(1)のキ、ク及びケの証明関係

別紙様式18号「新たな農業経営改善計画・特定農用地利用規程の認定日等に関する証明書」により証明を行うこと。

(7)～(10) (略)

[新設]

に行わなければならないことに留意すること（措置令第40条の7第51項。以下(22)までにおいて同じ。）

(18)第1の2の(2)の力の証明関係

〔新設〕

この証明を行うに当たっては、別紙様式27号「営農困難時貸付農地等の存する地域等に係る証明書」により証明を行うこと。

(19)第1の2の(2)のキの証明関係

〔新設〕

ア 別紙様式23号「営農困難時貸付けを行った旨の証明書」により証明を行うこと。

イ 当該営農困難時貸付けが、農地保有合理化事業又は農地利用集積円滑化事業のために行われたものであっても、当該貸付けが農地利用集積計画の定めるところにより行われた場合には、この証明ではなく、第1の2の(2)のクに定める市町村長の証明が必要となることに留意すること。

ウ 当該営農困難時貸付けが、農地利用集積円滑化事業のうち農地所有者代理事業のために行われた場合には、農地利用集積円滑化団体ではなく市町村長がこの証明を行う必要があることに留意すること。この場合、市町村長は、農地利用集積円滑化団体からの事情聴取のほか要すれば契約書の写し等により事実確認を行った上、証明を行うこと。

(20)第1の2の(2)のクの証明関係

〔新設〕

別紙様式第24号「農用地利用集積計画を公告した旨の証明書（貸付）」により証明を行うこと。

(21)第1の2の(2)のケの証明関係

〔新設〕

ア 農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体及び市町村長は、措置法第70条の6第1項の適用を受ける農業相続人から、耕作の放棄又は権利消滅のあった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けの申込みがあった場合には、別紙様式22号「貸付申込書」又はこれに準ずるものの提出を求めるものとする。

また、農地利用集積円滑化事業（農地所有者代理事業に限る。）のために行われる貸付けに係る貸付申込書は、委任契約書によることができるものとする。

イ この証明を行うに当たっては、新たな営農困難時貸付けを行う

見込みである農業相続人からイの貸付申込書等又は委任契約書の提出を受けていることを確認の上、別紙様式 28 号「営農困難時貸付農地等に係る貸付申込証明書」により行うものとする。

(22)第 1 の 2 の(2)のコの証明関係

〔新設〕

別紙様式 27 号「営農困難時貸付農地等の存する地域等に係る証明書」により証明を行うこと。

(23)第 1 の 2 の(2)のサの証明関係

〔新設〕

ア 農業相続人の行った貸付けが、措置法第 70 条の 6 の 2 第 1 項に規定する特定貸付けに該当するか否かは、1 の(26)のア及びイに準じて判断すること（以下(26)までにおいて同じ。）

イ 農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体及び市町村長は、措置法第 70 条の 6 第 1 項の適用を受ける農業相続人から特定貸付けの申込みがあった場合には、別紙様式 22 号「貸付申込書」又はこれに準ずるものの提出を求めるものとする。

また、農地利用集積円滑化事業（農地所有者代理事業に限る。）のために行われる貸付けに係る貸付申込書は、委任契約書によることができるものとする。

ウ 別紙様式 31 号「特定貸付けを行った旨の証明書」により証明を行うこと。

エ 当該特定貸付けが、農地保有合理化事業又は農地利用集積円滑化事業のために行われたものであっても、当該貸付けが農用地利用集積計画の定めるところにより行われた場合には、この証明ではなく、第 1 の 2 の(2)のシに定める市町村長の証明が必要となることに留意すること。

オ 当該特定貸付けが、農地利用集積円滑化事業のうち農地所有者代理事業のために行われた場合には、農地利用集積円滑化団体ではなく市町村長がこの証明を行う必要があることに留意すること。この場合、市町村長は、農地利用集積円滑化団体からの事情聴取のほか要すれば契約書の写し等により事実確認を行った上、証明を行うこと。

(24)第 1 の 2 の(2)のシの証明関係

〔新設〕

ア 市町村長は、措置法第 70 条の 6 第 1 項の適用を受ける農業相続人から特定貸付けの申込みがあった場合には、別紙様式 22 号「貸

<p><u>付申込書」又はこれに準ずるものの提出を求めるものとする。</u> <u>イ 別紙様式第 24 号「農用地利用集積計画を公告した旨の証明書(貸付)」により証明を行うこと。</u></p>	
<p><u>(25)第 1 の 2 の(2)のスの書類関係</u> <u>別紙様式 32 号「市街化区域内農地等の明細書」又はこれに準ずるものにより作成すること。</u></p>	〔新設〕
<p><u>(26)第 1 の 2 の(2)のセの証明関係</u> <u>この証明に行うに当たっては、新たな特定貸付けを行う見込みである農業相続人から(23)のイ又は(24)のアの貸付申込書等又は委任契約書の提出を受けていることを確認の上、別紙様式 33 号「特定貸付農地等に係る貸付申込証明書」により行うものとする。</u></p>	〔新設〕
<p><u>(27)第 1 の 2 の(2)のソの証明関係</u> <u>ア 別紙様式 34 号「農地保有合理化事業等のために譲渡した旨の証明書」により証明を行うこと。</u> <u>イ 当該譲渡が、農地保有合理化事業又は農地利用集積円滑化事業のために行われたものであっても、当該譲渡が農用地利用集積計画の定めるところにより行われた場合には、この証明ではなく、第 1 の 2 の(2)のタに定める市町村長の証明が必要となることに留意すること。</u> <u>ウ 当該譲渡が、農地利用集積円滑化事業のうち農地所有者代理事業のために行われた場合には、農地利用集積円滑化団体ではなく市町村長がこの証明を行う必要があることに留意すること。この場合、市町村長は、農地利用集積円滑化団体からの事情聴取のほか要すれば売買契約書の写し等により事実確認を行った上、証明を行うこと。</u></p>	〔新設〕
<p><u>(28)第 1 の 2 の(2)のタの証明関係</u> <u>別紙様式第 35 号「農用地利用集積計画を公告した旨の証明書(譲渡)」により証明を行うこと。</u></p>	〔新設〕
<p><u>(29)第 1 の 2 の(2)のチの証明関係</u> <u>別紙様式 36 号「特例農地等が農用地区域にある旨の証明書」により証明を行うこと。</u></p>	〔新設〕

(30)第1の2の(2)のツの証明関係

別紙様式37号「特例農地等が市街化区域内農地等である旨の証明書」により証明を行うこと。

〔新設〕

改 正 案	現 行
<p>様式1号(第2の1の(1)関係) 贈与税の納税猶予に関する適格者証明書 (表 略)</p> <p>(説明・記載要領) 贈与税の納税猶予に関する適格者証明書</p> <p>(本文 略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 証明願の記載要領 (1)・(2) (略) (3) 別表「特例適用農地等の明細書」 イ～ホ (略)</p> <p><u>(注)贈与者が、その所有する農地について農地法第32条の規定による通知(同条ただし書の規定による公告を含む。以下同じ。)を受けた場合における当該通知に係る農地は、特例の適用を受けることができませんので、明細書には記載しないで下さい。</u></p> <p>〔削る。〕</p> <p>また、「租税特別措置法(相続税法の特例関係)の取扱いについて」(昭和50年11月4日付け直資2-224、直審5-32、徴管2-65国税庁長官通達(以下「国税庁長官通達」という。))の記の70の4-7により贈与をした者を措置法第70条の4第1項に規定する「農業を営む個人」に該当するものとして取り扱う場合においては、国税庁長官通達の記の70の4-12の2により、</p>	<p>様式1号(第2の1の(1)関係) 贈与税の納税猶予に関する適格者証明書 (表 略)</p> <p>(説明・記載要領) 贈与税の納税猶予に関する適格者証明書</p> <p>(本文 略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 証明願の記載要領 (1)・(2) (略) (3) 別表「特例適用農地等の明細書」 イ～ホ (略)</p> <p><u>(注1)次に掲げる農地は、特例の適用を受けることができませんので、明細書には記載しないで下さい。</u> <u>贈与者が、その所有する農地について農業経営基盤強化促進法第27条の2第1項の規定による通知を受け、かつ、同条第2項の期限内に同項の農業上の利用に関する計画を届け出なかった場合(当該期限が当該贈与者の農地の贈与の日前に到来する場合に限り、農業経営基盤強化促進法施行規則第28条第1項に規定する事由により当該計画を届け出なかった場合を除く。)</u>における当該通知に係る農地 <u>贈与者に対し、その所有する農地について当該贈与者の農地の贈与の日前に農業経営基盤強化促進法第27条の3第2項の規定による通知があった場合における当該通知に係る農地</u></p> <p>また、「租税特別措置法(相続税法の特例関係)の取扱いについて」(昭和50年11月4日付け直資2-224、直審5-32、徴管2-65国税庁長官通達(以下「国税庁長官通達」という。))の記の70の4-7により贈与をした者を措置法第70条の4第1項に規定する「農業を営む個人」に該当するものとして取り扱う場合においては、国税庁長官通達の記の70の4-12の2により次に</p>

贈与者が、独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 6 条第 3 項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法（昭和 45 年法律第 78 号）の規定に基づく経営移譲年金（以下「経営移譲年金」という。）又は独立行政法人農業者年金基金法の規定に基づく特例付加年金（以下「特例付加年金」という。）の支給を受けるため、当該贈与の日前に、当該贈与者の親族に対し、その所有する農地につき農業経営を移譲していた場合において、当該親族が、当該農地について農地法第 32 条の規定による通知を受けた場合における当該通知に係る農地も、特例の適用を受けることができませんので、明細書には記載しないで下さい。

〔削る。〕

〔削る。〕

掲げる農地も、特例の適用を受けることができませんので、明細書には記載しないで下さい。

贈与者が、独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 6 条第 3 項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法（昭和 45 年法律第 78 号）の規定に基づく経営移譲年金（以下「経営移譲年金」という。）又は独立行政法人農業者年金基金法の規定に基づく特例付加年金（以下「特例付加年金」という。）の支給を受けるため、当該贈与の日前に、当該贈与者の親族に対し、その所有する農地につき農業経営を移譲していた場合において、当該親族が、当該農地について農業経営基盤強化促進法第 27 条の 2 第 1 項の規定による通知を受け、かつ、同条第 2 項の期限内に同項の農業上の利用に関する計画を届け出なかった場合（当該期限が当該贈与者の農地の贈与の日前に到来する場合に限り、農業経営基盤強化促進法施行規則第 28 条第 1 項に規定する事由により当該計画を届け出なかった場合を除く。）における当該通知に係る農地

贈与者が、経営移譲年金又は特例付加年金の支給を受けるため、当該贈与の日前に、当該贈与者の親族に対し、その所有する農地につき農業経営を移譲していた場合において、当該親族に対し、当該農地について当該贈与者の農地の贈与の日前に農業経営基盤強化促進法第 27 条の 3 第 2 項の規定による通知があった場合における当該通知に係る農地

(注 2) (注 1) のうち、農業経営基盤強化促進法施行規則第 28 条第 1 項に規定する事由により農業経営基盤強化促進法第 27 条の 2 第 2 項の農業上の利用に関する計画を届け出なかった場合において、同条第 1 項の規定による通知に係る農地についてこの特例の適用を受けようとするときは、農業経営基盤強化促進法施行規則第 28 条第 1 項の規定に基づき当該農地の所在地の市町村長が当該計画の届出を要しないことにつき正当な理由があることを確認したことについて、これを証する書類の写し 1 部を添付して下さい。

様式2号(第2の1の(2)及び(13)関係)
農地等の出資等に係る証明書

証 明 願	
農業委員会長 殿	(年号) 年 月 日
	住所 氏名 印
<p>租税特別措置法施行規則第23条の7第5項第2号 第23条の8第5項の規定により、下記の農地等は、農 地法第2条第7項に規定する農業生産法人に対し出資をしたものであり、申請者は、上記 の農業生産法人の常時従事者になると認められることを証明願います。</p>	
出資に係る農地等の明細 (表 略)	
<p>申請者は、上記の農地等を上記の農業生産法人に対し出資をしたものであり、その農業 生産法人の常時従事者になると認められることを証明する。</p>	
	(年号) 年 月 日 農業委員会長 印

様式2号(第2の1の(2)及び(16)関係)
農地等の出資等に係る証明書

証 明 願	
農業委員会長 殿	(年号) 年 月 日
	住所 氏名 印

租税特別措置法施行規則第23条の7第4項第2号
第23条の8第4項の規定により、下記の農地等は、農
地法第2条第3項に規定する農業生産法人に対し出資をしたものであり、申請者は、上記
の農業生産法人の常時従事者になると認められることを証明願います。

出資に係る農地等の明細

(表 略)

申請者は、上記の農地等を上記の農業生産法人に対し出資をしたものであり、その農業
生産法人の常時従事者になると認められることを証明する。

(年号) 年 月 日
農業委員会長 印

様式3号(第2の1の(3)関係) (略)

様式3号(第2の1の(3)関係) (略)

様式4号(第2の1の(4)及び(14)関係)

贈与税
相続税
の納税猶予に係る他の推定相続人等に関する適格者証明書

証 明 願

(年号) 年 月 日

農業委員会長 殿

農地等の受贈者氏名
相続人 印

下記の事実に基づき、他の推定相続人及び私が租税特別措置法施行令
第40条の6第17項第2号
第40条の7第18項第2号の規定の適用を受けるための適格者であることを証明願います。

1. 農地等の受贈者
相続人の他の推定相続人等 (表 略)

2. 農地等の受贈者
相続人 (表 略)

上記の証明願のとおり、他の推定相続人等及び受贈者
相続人は、租税特別措置法施行令
第 40 条の 6 第 17 項第 2 号
第 40 条の 7 第 18 項第 2 号に規定する適格者であることを証明する。

(年号) 年 月 日

農業委員会長

印

(説明・記載要領)(略)

様式 4 号 (第 2 の 1 の(4)及び(17)関係)

贈与税
相続税の納税猶予に係る他の推定相続人等に関する適格者証明書

証 明 願

(年号) 年 月 日

農業委員会長 殿

農地等の受贈者
相続人氏名 印

下記の事実に基づき、他の推定相続人及び私が租税特別措置法施行令
第 40 条の 6 第 16 項第 2 号
第 40 条の 7 第 18 項第 2 号の規定の適用を受けるための適格者であることを証明願います。

1. 農地等の受贈者
相続人の他の推定相続人等 (表 略)

2. 農地等の受贈者
相続人 (表 略)

上記の証明願のとおり、他の推定相続人等及び受贈者は、租税特別措置法施行令

相続人

第40条の6第16項第2号に規定する適格者であることを証明する。
第40条の7第18項第2号

(年号) 年 月 日

農業委員会長 印

(説明・記載要領)(略)

様式5号(第2の1の(5)及び(18)関係) (略)

様式6号(第2の1の(6)及び(19)関係) (略)

様式5号(第2の1の(5)及び(15)関係) (略)

様式6号(第2の1の(6)及び(16)関係) (略)

様式7号(第2の1の(6)及び(19)関係)

引き続き営農困難時貸付けを行っている旨の証明書

[新設]

証 明 願

(年号) 年 月 日

農業委員会長 殿

申請者 住所
氏名 印

私は、租税特別措置法 { 第70条の4第1項
第70条の6第1項 } の規定の適用を受ける農地等につ

いて同条 { 第21項
第27項 } の規定の適用を受ける営農困難時貸付けを下記の期間引き

続き行っていることを証明願います。

記

引き続き営農困難時貸付けを行っている期間
(年号) 年 月 日から(年号) 年 月 日まで

第 号

申請者は、租税特別措置法 { 第70条の4第1項
第70条の6第1項 } の規定の適用を受ける農地
等について、同条 { 第21項
第27項 } の規定の適用を受ける営農困難時貸付けを上記の
期間引き続き行っていることを証明する。

(年号) 年 月 日
農業委員会長 印

様式8号(第2の1の(7)及び(20)関係) (略)

様式7号(第2の1の(7)及び(17)関係) (略)

様式9号(第2の1の(8)及び(21)並びに同2の(4)及び(16)関係) (略)

様式8号(第2の1の(8)及び(18)並びに同2の(4)及び(10)関係) (略)

様式9号(第2の1の(8)及び(18)並びに同2の(4)及び(10)関係)
農地等の異動事実の通知書

(年号) 年 月 日

国税庁長官
国税局長 殿
税務署長

農林水産大臣
都道府県知事
市町村長
農業委員会長

印

租税特別措置法第 70 条の 4 第 31 項（同法第 70 条の 6 第 37 項において準用する場合を含む。）及び同法施行規則第 23 条の 7 第 32 項（同法施行規則第 23 条の 8 第 27 項において準用する場合を含む。）の規定により、農地等の異動事実に関し下記の事項を通知する。

記

（以下 略）

様式 10 号（第 2 の 1 の(8)及び(21)並びに同 2 の(4)及び(16)関係）
農地等の異動事実の通知書

（年号） 年 月 日

国税庁長官
国税局長 殿
税務署長

農林水産大臣
都道府県知事
市町村長
農業委員会長

印

租税特別措置法第 70 条の 4 第 35 項（同法第 70 条の 6 第 40 項において準用する場合を含む。）及び同法施行規則第 23 条の 7 第 40 項（同法施行規則第 23 条の 8 第 30 項において準用する場合を含む。）の規定により、農地等の異動事実に関し下記の事項を通知する。

記

（以下 略）

（記載注意）

- 1 「農地等の異動に関し行った行為の内容」欄には、例えば「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可」、「農地法第 32 条の規定による通知」、「農振法第 15 条の 2 第 1 項の規定による許可」、又は「農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による農用地利用集積計画の公告」等と記載すること。
- 2 「農地等の異動年月日」欄には、(1)農地等の権利の設定又は移転

（記載注意）

- 1 「農地等の異動に関し行った行為の内容」欄には、例えば「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可」、「農振法第 15 条の 2 第 1 項の規定による許可」、又は「農業経営基盤強化促進法第 27 条の 2 第 1 項（又は第 27 条の 3 第 2 項）の規定による通知」等と記載すること。
- 2 「農地等の異動年月日」欄には、(1)農地等の権利の設定又は移転

にあつては、当該設定又は移転に関し行った許可等の年月日を記載するものとするが、権利の設定又は移転の効力の発生時期が許可等の日の翌日以降の日に定められているものにあつては、摘要欄にその旨及びその年月日を併記するものとし、(2)農地等の転用(採草放牧地の農地への転用、準農地の農地又は採草放牧地への転用を除く。以下同じ。)にあつては、当該転用に関し行った許可等の年月日を記載するものとし、摘要欄に事業計画に記載された転用(開発)工事着手の時期及びその完了の時期を記載することとし、(3)耕作の放棄(農地について、農地法第32条の規定による通知(同条ただし書の規定による公告を含む。)があつたことをいう。)にあつては、当該通知の年月日を記載すること。

3 (略)

4 租税特別措置法第70条の4第21項又は同法第70条の6第27項の規定の適用を受けるための権利の設定につき許可等を行ったものについては、摘要欄に「営農困難時貸付け」と記載すること。また、同法第70条の6の2の規定の適用を受けるための権利の設定につき受理等を行ったものについては、摘要欄に「特定貸付け」と記載すること。

5 (略)

6 農地等の異動が次のいずれかに該当する場合には、それぞれ、その旨を摘要欄に記載すること。

ア 農地法第2条第2項各号に掲げる事由により行う一時貸付け

イ (略)

ウ 租税特別措置法施行令第40条の6第8項(第40条の7第7項)に掲げる施設又は宿舍の敷地にするために行う転用

エ 租税特別措置法施行令第40条の6第11項(第40条の7第16項)に掲げる施設の用に供するために行う開発行為

オ～キ (略)

にあつては、当該設定又は移転に関し行った許可等の年月日を記載するものとするが、権利の設定又は移転の効力の発生時期が許可等の日の翌日以降の日に定められているものにあつては、摘要欄にその旨及びその年月日を併記するものとし、(2)農地等の転用(採草放牧地の農地への転用、準農地の農地又は採草放牧地への転用を除く。以下同じ。)にあつては、当該転用に関し行った許可等の年月日を記載するものとし、摘要欄に事業計画に記載された転用(開発)工事着手の時期及びその完了の時期を記載することとし、(3)耕作の放棄(農地について、農業経営基盤強化促進法第27条の2第1項の規定による通知を受け、かつ、同条第2項の期限内に同項の農業上の利用に関する計画を届け出なかつたこと(農業経営基盤強化促進法施行規則第28条第1項に規定する事由により当該計画を届け出なかつた場合を除く。)又は第27条の3第2項の規定による通知があつたことをいう。以下同じ。)にあつては、第27条の2第1項の規定による通知に係る同条第2項の農業上の利用に関する計画の提出期限の翌日の年月日又は第27条の3第2項の規定による通知の年月日を記載すること。

3 (略)

[新設]

4 (略)

5 農地等の異動が次のいずれかに該当する場合には、それぞれ、その旨を摘要欄に記載すること。

ア 農地法第2条第6項各号に掲げる事由により行う一時貸付け

イ (略)

ウ 租税特別措置法施行令第40条の6第8項(第40条の7第8項)に掲げる施設又は宿舍の敷地にするために行う転用

エ 租税特別措置法施行令第40条の6第12項(第40条の7第16項)に掲げる施設の用に供するために行う開発行為

オ～キ (略)

様式 10 号 (第 2 の 1 の(9)及び(19)関係)
準農地の現況等に関する通知書

税務署長 殿	(年号) 年 月 日
	農業委員会長 印

租税特別措置法第 70 条の 4 第 32 項 (同法第 70 条の 6 第 38 項において準用する場合を含む。) 及び同法施行規則第 23 条の 7 第 33 項 (同法施行規則第 23 条の 8 第 28 項において準用する場合を含む。) の規定により、準農地の現況等に関し、下記の事項を通知する。

記

(以下 略)

様式 11 号 (第 2 の 1 の(9)及び(22)関係)
準農地の現況等に関する通知書

税務署長 殿	(年号) 年 月 日
	農業委員会長 印

租税特別措置法第 70 条の 4 第 36 項 (同法第 70 条の 6 第 41 項において準用する場合を含む。) 及び同法施行規則第 23 条の 7 第 41 項 (同法施行規則第 23 条の 8 第 31 項において準用する場合を含む。) の規定により、準農地の現況等に関し、下記の事項を通知する。

記

(以下 略)

(記載注意)

「利用の状況その他の現況」欄には、農業の用に供されているものについては、その利用の状況に従い、田、畑、樹園地、採草放牧地

(記載注意)

「利用の状況その他の現況」欄には、農業の用に供されているものについては、その利用の状況に従い、田、畑、樹園地、採草放牧地

の別を、農地又は採草放牧地の保全又は利用上必要な施設の用その他の用に供されているものについては、その利用の状況に従い、租税特別措置法施行令第40条の6第11項(第40条の7第16項)に規定する農地又は採草放牧地の保全又は利用上必要な道路、用水路、排水路、かんがい用施設その他これらに類する施設の別又はその他の開発行為後の用途を、及びの用に供されていないものについては、その現況に従い、山林、原野、雑種地等の別をそれぞれ具体的に記載すること。

の別を、農地又は採草放牧地の保全又は利用上必要な施設の用その他の用に供されているものについては、その利用の状況に従い、租税特別措置法施行令第40条の6第10項(第40条の7第14項)に規定する農地又は採草放牧地の保全又は利用上必要な道路、用水路、排水路、かんがい用施設その他これらに類する施設の別又はその他の開発行為後の用途を、及びの用に供されていないものについては、その現況に従い、山林、原野、雑種地等の別をそれぞれ具体的に記載すること。

様式第12号(第2の1の(11)及び(23)関係)

農地法第3条第1項の許可不要である旨の証明書

[新設]

証 明 願

(年号) 年 月 日

農業委員会長 殿

申請者 住所
氏名

印

租税特別措置法 { 第70条の4第21項(第22項第2号又は第4号)
第70条の6第27項 } の規定

の適用を受けるため、同条第1項の規定の適用を受ける下記の農地等について行った営農困難時貸付けが、農地法第3条第1項の許可を受けることを要しないものであることを証明願います。

記

所在地番	地目	面積	営農困難時貸付けを行った年月日
		m ²	

第 号

申請者が、租税特別措置法 { 第 70 条の 4 第 1 項
第 70 条の 6 第 1 項 } の規定の適用を受ける上記

の農地等について行った営農困難時貸付けは、農地法第 3 条第 1 項の許可を受けることを要しないものであることを証明する。

(年号) 年 月 日
農業委員会長 印

様式 13 号 (第 2 の 1 の(12)及び(25)関係)

農業の用に供した旨の証明書 (営農困難時貸付け)

〔新設〕

証 明 願

(年号) 年 月 日

農業委員会長 殿

申請者 住所
氏名 印

私は、租税特別措置法 { 第 70 条の 4 第 22 項第 2 号又は第 4 号
第 70 条の 6 第 27 項 } の規定の適用

を受けるため、同条 { 第 21 項
第 27 項 } の規定の適用を受ける下記の営農困難時貸付け農地

等について、私の行う農業の用に供していることを証明願います。

記

所在地番	地目	面積	耕作の放棄又は権利消滅及び 農業の用に供した年月日
		m ²	...

第 号

申請者は、租税特別措置法 { 第 70 条の 4 第 1 項
第 70 条の 6 第 1 項 } の規定の適用を受ける上記

の営農困難時貸付農地等について、上記のとおり申請者の農業の用に供していることを証明する。

(年号) 年 月 日
農業委員会長 印

様式 14 号 (第 2 の 1 の (13) 関係) (略)

様式 15 号 (第 2 の 1 の (14) 関係) (略)

様式 11 号 (第 2 の 1 の (10) 関係) (略)

様式 12 号 (第 2 の 1 の (11) 関係) (略)

様式 13 号 (第 2 の 1 の (12)) 関係
相続税の納税猶予に関する適格者証明書

証 明 願

(年号) 年 月 日

農業委員会長 殿

農地等の相続人氏名 印

下記の事実に基づき、被相続人及び私が租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定の適用を受けるための適格者であることを証明願います。

1. 被相続人に関する事項

住所	氏名	職業
相続開始年月日	(年号) 年 月 日	農地等の生前一括贈与を受けていた場合には、その年月日
被相続人の所有面	耕作農地 採草放牧 m ²	被相続人が農業経営者の氏名

積	地 合 計	営主でない場合	農業経営者と被相続人との同居・別居の別	同居・別居
---	----------	---------	---------------------	-------

2. 農地等の相続人に関する事項

(1) 農地等の相続人

住所			氏名			職業		
生 年 月 日	(年号) 年 月 日	被相続人との続柄	相続開始の時期における被相続人との同居・別居の別	同居 別居	相続開始前において農業に従事した実績の有無	有 ・ 無		
特例の適用を受けようとする農地等の明細		別表のとおり	左記の農地等による農業経営の開始年月日		(年号) 年 月 日			
今後引き続き農業経営を行うことに関する事項								
その他参考事項								

(2) 農地等の相続人の推定相続人(生前一括贈与を受けていた農地等について使用貸借による権利が設定されている場合)

住所			氏名			職業		
生年 月日	(年号) 年 月 日	相続人との続柄	使用貸借による権利の設定の年月日	(年号) 年 月 日				
使用貸借に係る農地等の明細		別表のとおり	左記の農地等による農業経営開始年月日		(年号) 年 月 日			
今後引き続き推定相続人が農業経営を行うことに関する事項								
相続人が推定相続人の経営する農業に従事していることに関する事項								

上記の証明願のとおり、被相続人及び農地等の相続人は、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項に規定する適格者であることを証明する。

(年号) 年 月 日

農業委員会長

印

別表 特例適用農地等の明細書

相続税の納税猶予の特例の適用を受ける者	住 所	3年毎の継続届出書の整理欄				
	氏 名	1回目 ..	2回目 ..	3回目 ..	4回目 ..	
		5回目 ..	6回目 ..	7回目 ..	8回目 ..	
相続開始年月日		(年号) 年 月 日				
農地等の生前一括贈与を受けていた場合には、その年月日		(年号) 年 月 日				
特例適用農地等の明細						
番 号	田、畑、採草放牧地又は準農地の別	登記簿上の地目	所在場所	市街化区域内外の別	面積 (㎡)	譲渡等、耕作の放棄又は買取りの申出等についての整理欄
1				内・外		
2				内・外		
19				内・外		
合 計						

様式 16号 (第2の1の(15)) 関係

相続税の納税猶予に関する適格者証明書

証 明 願

(年号) 年 月 日

農業委員会長 殿

農地等の相続人氏名

印

下記の事実に基づき、被相続人及び私が租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定の適用を受けるための適格者であることを証明願います。

1. 被相続人に関する事項

住所			氏名			職業		
相続開始年月日	(年号) 年 月 日	農地等の生前一括贈与を受けていた場合には、その年月日			(年号) 年 月 日			
被相続人の所有面積	耕作農地	m ²		被相続人が農業経営者でない場合	農業経営者の氏名			
	採草放牧地				農業経営者と被相続人との同居・別居の別	同居・別居		
	合計							
特定貸付け又は営農困難時貸付けを行っていた者である場合	分類		特定貸付け ・ 営農困難時貸付け					
	貸付年月日							
	貸付先の農業経営者の氏名							
	その他参考事項							

2. 農地等の相続人に関する事項

(1) 農地等の相続人

住所			氏名			職業		
生年月日	(年号) 年 月 日	被相続人との続柄	相続開始の時期における被相続人との同居・別居の別	同居 別居	相続開始前において農業に従事した実績の有無	有・無		
特例の適用を受けようとする農地等の明細		別表のとおり	左記の農地等による農業経営の開始年月日等			(年号) 年 月 日	()	
今後引き続き農業経営を行うことに関する事項(特定貸付け又は営農困難時貸付けに関する事項)								
その他参考事項								

(2) 農地等の相続人の推定相続人(生前一括贈与を受けていた農地等について使用貸借による権利が設定されている場合)

住所			氏名			職業		
生年月日	(年号) 年 月 日	相続人との続柄	使用貸借による権利の設定の年月日		(年号) 年 月 日			

使用貸借に係る農地等の明細	別表のとおり	左記の農地等による農業経営開始年月日	(年号) 年 月 日
今後引き続き推定相続人が農業経営を行うことに関する事項			
相続人が推定相続人の経営する農業に従事していることに関する事項			

上記の証明願のとおり、被相続人及び農地等の相続人は、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項に規定する適格者であることを証明する。

(年号) 年 月 日

農業委員長

印

別表 特例適用農地等の明細書

相続税の納税猶予の特例の適用を受ける者	住所	3年毎の継続届出書の整理欄						
		1回目 .	2回目 .	3回目 .	4回目 .			
氏名		5回目 .	6回目 .	7回目 .	8回目 .			
相続開始年月日	(年号) 年 月 日							
農地等の生前一括贈与を受けていた場合には、その年月日	(年号) 年 月 日							
特例適用農地等の明細								
番号	田、畑、採草放牧地又は準農地の別	登記簿上の地目	所在場所	市街化区域内外の別	特定貸付農地等	営農困難時貸付農地等	面積 (㎡)	譲渡等、耕作の放棄又は買取りの申出等についての整理欄
1				内・外				

2			内・外				
19			内・外				
合 計							

(説明・記載要領)

相続税の納税猶予に関する適格者証明書

(本文略)

- 1 (略)
- 2 証明願の記載要領
- (1) 「1 被相続人に関する事項」欄
(本文略)

イ～ニ (略)

ホ 「特定貸付け又は営農困難時貸付けを行っていた者である場合」欄は、次により記載します。

(イ) 「分類」欄は、被相続人の行った貸付けについて該当する方を で囲みます(被相続人が2以上の貸付けを行っており、その貸付けの中に特定貸付け(租税特別措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付けをいいます。以下同じです。)と営農困難時貸付け(租税特別措置法第70条の4第21項又は同法第70条の6第27項に規定する営農困難時貸付けをいいます。以下同じです。)のいずれも含まれる場合には、両方を で囲みます。)

(ロ) 「貸付年月日」欄は、被相続人が行っていた貸付けの貸付年月日を記載してください。被相続人が2つ以上の貸付けを行っていた場合には、それぞれ記載します。

(ハ) 「貸付先の農業経営者の氏名」欄は、被相続人が貸し付けた農地等について、賃借権その他使用及び収益を目的とする権利

(説明・記載要領)

相続税の納税猶予に関する適格者証明書

(本文略)

- 1 (略)
- 2 証明願の記載要領
- (1) 「1 被相続人に関する事項」欄
(本文略)

イ～ニ (略)

〔新設〕

の設定を受けている者の氏名を記載します。被相続人が2つ以上の貸付けを行っていた場合には、それぞれ記載します。

(二) 「その他参考事項」欄には、「特定貸付け又は営農困難時貸付けを行っていた者である場合」欄の記載に関連し、必要な参考事項がある場合に記載します。

(2) 「2の(1) 農地等の相続人」欄

(本文略)

イ・ロ (略)

八 「左記の農地等による農業経営の開始年月日等」欄は、次により記載します。

(イ) 農地等の相続人が農業経営を開始する場合には、農業経営を開始する年月日を記載します。

(ロ) 農地等の相続人が、相続又は遺贈により取得した農地等のすべてについて特定貸付けを行っている場合には、「(年号) 年 月 日」の文字を二重線で消し、同欄内の()内に「特定貸付け(全部)」と記載します。

(ハ) 農地等の相続人が相続又は遺贈により取得した農地等の一部について特定貸付けを行っている場合には、当該農地等のうち特定貸付けを行っていない農地等について農業経営を開始する年月日を記載し、同欄内の()内に「特定貸付け(一部)」と記載します。

(ニ) 措置法第70条の4第21項に規定する営農困難時貸付けの適用を受けていた受贈者が、その贈与者の死亡により、措置法第70条の5第1項の規定により当該贈与者から相続又は遺贈により取得したとみなされる場合において、当該死亡による相続又は遺贈に係る相続税に関し当該受贈者が農業相続人として措置法第70条の6第1項の規定の適用を受け、引き続き営農困難時貸付けを継続している場合には、「(年号) 年 月 日」の文字を二重線で消し、同欄内に「営農困難時貸付け」と記載します。

三 「今後引き続き農業経営を行うことに関する事項(特定貸付け又は営農困難時貸付けに関する事項)」欄は、次により該当する事項を記載します。

(イ) 相続税の申告期限までに農業経営を開始した人が、その後引き続き農業経営を行うため、現在の住居の移転又は職業の変更等を行う予定がある場合に、それらに関する事項を記載します。

(2) 「2の(1) 農地等の相続人」欄

(本文略)

イ・ロ (略)

〔新設〕

八 「今後引き続き農業経営を行うことに関する事項」欄は、相続税の申告期限までに農業経営を開始した人が、その後引き続き農業経営を行うため、現在の住居の移転又は職業の変更等を行う予定がある場合に、それらに関する事項を記載します。

(ロ) 相続税の申告期限までに、相続又は遺贈により取得した農地等のすべてについて特定貸付けを行っている場合には、「特定貸付け」と記載するとともに、当該特定貸付けについて、貸付年月日及び貸付先の農業経営者の氏名を記載します（2以上の特定貸付けを行っている場合には、それぞれについて記載します。）。

(ハ) 相続税の申告期限までに、相続又は遺贈により取得した農地等の一部について特定貸付けを行っている場合には、(イ)及び(ロ)に規定する事項を記載します。

(ニ) 八の(二)に該当する場合には、「営農困難時貸付けを継続」と記載するとともに、当該営農困難時貸付けについて、貸付年月日及び貸付先の農業経営者の氏名を記載します（2以上の営農困難時貸付けを行っている場合には、それぞれについて記載します。）。

ホ （略）

(3) 「2の(2) 農地等の受贈者の推定相続人」欄
(本文略)

イ 「相続人の推定相続人」には、当該受贈者が租税特別措置法施行令第40条の7第18項第2号の規定の適用を受けた者である場合には、同号に規定する他の推定相続人等を含みます。

ロ～ニ （略）

(4) 別表「特例適用農地等の明細書」
(本文略)

イ～ニ （略）

ホ 「特定貸付農地等」欄は、特定貸付けを行っている農地等には「 」を付してください。

ハ 「営農困難時貸付農地等」欄は、営農困難時貸付けを行っている農地等には「 」を付してください。

ト （略）

(注)次に掲げる農地は、特例の適用を受けることができませんので、明細書には記載しないで下さい。

被相続人が、その所有する農地について農地法第32条に規定する通知（同条ただし書の規定による公告を含む。）を受けた場合における当該通知に係る農地

三 （略）

(3) 「2の(2) 農地等の受贈者の推定相続人」欄
(本文略)

イ 「相続人の推定相続人」には、当該受贈者が租税特別措置法施行令第40条の7第17項第2号の規定の適用を受けた者である場合には、同号に規定する他の推定相続人等を含みます。

ロ～ニ （略）

(4) 別表「特例適用農地等の明細書」
(本文略)

イ～ニ （略）

〔新設〕

〔新設〕

ホ （略）

(注1)次に掲げる農地は、特例の適用を受けることができませんので、明細書には記載しないで下さい。

被相続人が、その所有する農地について農業経営基盤強化促進法第27条の2第1項の規定による通知を受け、かつ、同条第2項の期限内に同項の農業上の利用に関する計画を届け出なかった場合（当該期限が当該被相続人に係る相続開始の日前に到来する場合に限り、農業経営基盤強化促進法施行規則第28条第1項に規定

租税特別措置法第 70 条の 6 第 9 項第 1 号に規定する被設定者（以下「被設定者」という。）が、相続税の納税猶予の適用を受ける農地について農地法第 32 条に規定する通知を受けた場合における当該通知に係る農地

被相続人に対し、その所有する農地について当該被相続人に係る相続開始の日前に農地法第 32 条に規定する通知があった場合における当該通知に係る農地

被設定者に対し、相続税の納税猶予の適用を受ける農地について当該被設定者に係る農業相続人に係る相続開始の日前に農地法第 32 条に規定する通知があった場合における当該通知に係る農地

また、「租税特別措置法(相続税法の特例関係)の取扱いについて」(昭和 50 年 11 月 4 日付け直資 2-224、直審 5-32、徴管 2-65 国税庁長官通達(以下「国税庁長官通達」という。))の記の 70 の 6 - 6 により被相続人を措置法第 70 条の 6 第 1 項に規定する「農業を営んでいた個人」に該当するものとして取り扱う場合においては、国税庁長官通達の記の 70 の 6 - 13 の 2 により、被相続人が、独立行政法人農業者年金基金法(平成 14 年法律第 127 号)附則第 6 条第 3 項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法(昭和 45 年法律第 78 号)の規定に基づく経営移譲年金(以下「経営移譲年金」という。)又は独立行政法人農業者年金基金法の規定に基づく特例付加年金(以下「特例付加年金」という。)の支給を受けるため、相続開始の日前に、当該被相続人の親族に対し、その所有する農地につき農業経営を移譲していた場合において、当該親族が、当該農地について農地法第 32 条の規定による通知を受けた場合における当該通知に係る農地も、特例の適用を受けることができませんので、明細書には記載しないで下さい。

〔削る。〕

する事由により当該計画を届け出なかった場合を除く。)における当該通知に係る農地

租税特別措置法第 70 条の 6 第 9 項第 1 号に規定する被設定者（以下「被設定者」という。）が、相続税の納税猶予の適用を受ける農地について農業経営基盤強化促進法第 27 条の 2 第 1 項の規定による通知を受け、かつ、同条第 2 項の期限内に同項の農業上の利用に関する計画を届け出なかった場合(当該期限が当該被設定者に係る農業相続人に係る相続開始の日前に到来する場合に限り、農業経営基盤強化促進法施行規則第 28 条第 1 項に規定する事由により当該計画を届け出なかった場合を除く。)における当該通知に係る農地

被相続人に対し、その所有する農地について当該被相続人に係る相続開始の日前に農業経営基盤強化促進法第 27 条の 3 第 2 項の規定による通知があった場合における当該通知に係る農地

被設定者に対し、相続税の納税猶予の適用を受ける農地について当該被設定者に係る農業相続人に係る相続開始の日前に農業経営基盤強化促進法第 27 条の 3 第 2 項の規定による通知があった場合における当該通知に係る農地

また、「租税特別措置法(相続税法の特例関係)の取扱いについて」(昭和 50 年 11 月 4 日付け直資 2-224、直審 5-32、徴管 2-65 国税庁長官通達(以下「国税庁長官通達」という。))の記の 70 の 6 - 6 により被相続人を措置法第 70 条の 6 第 1 項に規定する「農業を営んでいた個人」に該当するものとして取り扱う場合においては、国税庁長官通達の記の 70 の 6 - 13 の 2 により次に掲げる農地も、特例の適用を受けることができませんので、明細書には記載しないで下さい。

被相続人が、独立行政法人農業者年金基金法(平成 14 年法律第 127 号)附則第 6 条第 3 項の規定によりなおその効力を有するも

〔削る。〕

〔削る。〕

のとされた農業者年金基金法（昭和 45 年法律第 78 号）の規定に基づく経営移譲年金（以下「経営移譲年金」という。）又は独立行政法人農業者年金基金法の規定に基づく特例付加年金（以下「特例付加年金」という。）の支給を受けるため、相続開始の日前に、当該被相続人の親族に対し、その所有する農地につき農業経営を移譲していた場合において、当該親族が、当該農地について農業経営基盤強化促進法第 27 条の 2 第 1 項の規定による通知を受け、かつ、同条第 2 項の期限内に同項の農業上の利用に関する計画を届け出なかった場合（当該期限が当該被相続人に係る相続開始の日前に到来する場合に限り、農業経営基盤強化促進法施行規則第 28 条第 1 項に規定する事由により当該計画を届け出なかった場合を除く。）における当該通知に係る農地

被相続人が、経営移譲年金又は特例付加年金の支給を受けるため、相続開始の日前に、当該被相続人の親族に対し、その所有する農地につき農業経営を移譲していた場合において、当該親族に対し、当該農地について当該被相続人に係る相続開始の日前に農業経営基盤強化促進法第 27 条の 3 第 2 項の規定による通知があった場合における当該通知に係る農地

(注 2)(注 1)のうち、農業経営基盤強化促進法施行規則第 28 条第 1 項に規定する事由により農業経営基盤強化促進法第 27 条の 2 第 2 項の農業上の利用に関する計画を届け出なかった場合において、同条第 1 項の規定による通知に係る農地についてこの特例の適用を受けようとするときは、農業経営基盤強化促進法施行規則第 28 条第 1 項の規定に基づき当該農地の所在地の市町村長が当該計画の届出を要しないことにつき正当な理由があることを確認したことについて、これを証する書類の写し 1 部を添付して下さい。

様式 17 号（第 2 の 1 の(19)関係）

引き続き特定貸付けを行っている旨の証明書

証 明 願

（年号） 年 月 日

農業委員長 殿

〔新設〕

申請者 住所
氏名 印

私は、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定の適用を受ける農地等について同法第 70 条の 6 の 2 第 1 項の規定の適用を受ける特定貸付けを下記の期間引き続き行っていることを証明願います。

記

引き続き特定貸付けを行っている期間
(年号) 年 月 日から (年号) 年 月 日まで

第 号
上記のとおり相違ないことを証明する。

(年号) 年 月 日
農業委員会長 印

様式 18 号 (第 2 の 1 の (27) 関係)

農業の用に供した旨の証明書 (特定貸付け)

証 明 願

(年号) 年 月 日

農業委員会長 殿

申請者 住所
氏名 印

私は、租税特別措置法第 70 条の 6 の 2 第 2 項又は第 4 項の規定の適用を受けるため、同条第 1 項の規定の適用を受ける下記の特定貸付農地等について、私の行う農業の用に供していることを証明願います。

〔新設〕

記

所在地番	地目	面積	耕作の放棄又は権利消滅及び 農業の用に供した年月日
		m ²	—

第 号

上記のとおり相違ないことを証明する。

(年号) 年 月 日

農業委員会長 印

様式 19号 (第2の2の(1)及び(13)関係)

贈与税
相続税 の納税猶予の特例適用の準農地該当証明書

(表 略)

(説明・記載要領)

贈与税
相続税 の納税猶予の特例適用の準農地該当証明書

(本文略)

1 証明願の手続

(1) この証明願は、贈与をした人又は農業相続人が、贈与した農地等又は相続により取得した農地等のうち農地及び採草放牧地以外の土地で、この特例の適用を受けようとするもの(準農地)の所在する市町村長に提出します。

(2) (略)

2 証明願の記載要領

様式 14号 (第2の2の(1)及び(7)関係)

贈与税
相続税 の納税猶予の特例適用の準農地該当証明書

(表 略)

(説明・記載要領)

贈与税
相続税 の納税猶予の特例適用の準農地該当証明書

(本文略)

1 証明願の手続

(1) この証明願は、贈与税の納税猶予又は相続税の納税猶予の特例の適用を受けようとする人が、贈与又は相続により取得した農地及び採草放牧地以外の土地で、この特例の適用を受けようとするもの(準農地)の所在する市町村長に提出します。

(2) (略)

2 証明願の記載要領

(1) 「1 証明願の土地」欄は、次によって記載します。
イ 「土地の所在地」欄は、贈与した準農地又は相続により取得した準農地のうち贈与税の納税猶予又は相続税の納税猶予の特例の適用を受けようとする準農地について、登記簿上の表示に従って地番まで記載します。

ロ (略)

(2) 「参考事項」の「開発計画等の参考事項」欄には、贈与した準農地又は相続により取得した準農地について、その贈与又は相続があった日から10年以内に農地や採草放牧地として開発する計画がある場合に、その開発計画について具体的に記載します。

(1) 「1 証明願の土地」欄は、次によって記載します。
イ 「土地の所在地」欄は、贈与税の納税猶予又は相続税の納税猶予の特例の適用を受けようとする準農地について、登記簿上の表示に従って地番まで記載します。

ロ (略)

(2) 「参考事項」の「開発計画等の参考事項」欄には、贈与又は相続により取得した準農地について、その贈与又は相続があった日から10年以内に農地や採草放牧地として開発する計画がある場合に、その開発計画について具体的に記載します。

様式 15号 (第2の2の(2)及び(8)関係)

草地利用権の設定等に関する承認
裁定に係る証明書

(年号) 年 月 日

住所
氏名 殿

都道府県知事 印

租税特別措置法施行規則 第23条の7第5項第3号イ
第23条の8第5項の規定により、下記の農地等は、

農地法第75条の2第1項
農地法第75条の7第1項の協議に係る承認をしたものである

農地法第75条の5第1項 (同法第75条の7第2項に
おいて準用する場合を含む。) の裁定をしたものである

農地法第75条の8第1項

ことを証明する。

承認

裁定に係る農地等の明細 (表 略)

様式 20 号 (第 2 の 2 の(2)及び(14)関係)

草地利用権の設定等に関する承認に係る証明書
裁定

(年号) 年 月 日

住所
氏名

殿

都道府県知事 印

租税特別措置法施行規則 第 23 条の 7 第 4 項第 3 号イ
第 23 条の 8 第 4 項 の規定により、下記の農地等は、

旧農地法第 75 条の 2 第 1 項
旧農地法第 75 条の 7 第 1 項 の協議に係る承認をしたものである

旧農地法第 75 条の 5 第 1 項 (同法第 75 条の 7 第 2 項に
おいて準用する場合を含む。) の裁定をしたものである

旧農地法第 75 条の 8 第 1 項

ことを証明する。

承認に係る農地等の明細 (表 略)
裁定

(注)「旧農地法」とは、平成 21 年における農地法の一部改正前の農地法をいいます。

様式 16 号 (第 2 の 2 の(3)及び(9)関係)

草地利用権の設定等に係る証明書

証 明 願

市 町 村 長 殿
農業協同組合長

住所 _____
氏名 _____ 印

租税特別措置法施行規則 第 23 条の 7 第 5 項第 3 号ロ の規定により、下記の農地等は、
第 23 条の 8 第 5 項

<u>農地法第 75 条の 2 第 1 項</u>	} の協議	} に基づき	} 草地利用権の 設定
<u>農地法第 75 条の 7 第 1 項</u>			
<u>農地法第 75 条の 5 第 1 項</u> (同法第 75 条の 7 第 2 項において準用する場合を含む。)	} の裁定		
<u>農地法第 75 条の 8 第 1 項</u>			

をしたものであり、申請者は、草地利用権に係るこれらの土地を他の者とともに共同利用
するものであることを証明願います。

草地利用権の設定等に係る農地等の明細 (表 略)

上記の農地等は、 _____ に基づき _____ をしたものであり、申請者は、草地利
用権に係るこれらの土地を他の者とともに共同利用するものであることを証明する。

(年号) 年 月 日

市 町 村 長
農業協同組合長 印

様式 21 号 (第 2 の 2 の (3) 及び (15) 関係)

草地利用権の設定等に係る証明書

証 明 願

市 町 村 長 殿
農業協同組合長

住所 _____
氏名 _____ 印

租税特別措置法施行規則 第 23 条の 7 第 4 項第 3 号ロ の規定により、下記の農地等は、
第 23 条の 8 第 4 項

旧農地法第 75 条の 2 第 1 項 }
旧農地法第 75 条の 7 第 1 項 } の協議
旧農地法第 75 条の 5 第 1 項 (同法第 75 条の 7 }
第 2 項において準用する場合を含む。) } の裁定
旧農地法第 75 条の 8 第 1 項 }
に基づき { 草地利用権の
設定
土地の買取り }

をしたものであり、申請者は、草地利用権に係るこれらの土地を他の者とともに共同利用
するものであることを証明願います。

草地利用権の設定等に係る農地等の明細 (表 略)

上記の農地等は、 _____ に基づき _____ をしたものであり、申請者は、草地利
用権に係るこれらの土地を他の者とともに共同利用するものであることを証明する。
(年号) 年 月 日
市 町 村 長
農業協同組合長 印

(注)「旧農地法」とは、平成 21 年における農地法の一部改正前の農地法をいいます。

様式 22 号 (第 2 の 2 の (5)、(6)、(21)、(23) 及び (24) 関係)

〔新設〕

貸付申込書

(年号) 年 月 日

(農地保有合理化法人の名称) 殿

(農地利用集積円滑化団体の名称) 殿

市町村長 殿

申請者 住所
氏名 印

租税特別措置法 { 第 70 条の 4 第 1 項
第 70 条の 6 第 1 項 } の規定の適用を受ける下記の農地等

について、農業経営基盤強化促進法 { 第 4 条第 2 項に規定する農地保有合理化事
第 4 条第 3 項に規定する農地利用集積円滑
第 20 条に規定する農用地利用集積計画の定

業のための貸付け
化事業のための貸付け
めるところにより行う貸付け } を希望しておりますので、申し込みます。

記

所在地番	地目	面積	摘要 (希望する借賃、賃貸期間等)
		m ²	

様式 23 号 (第 2 の 2 の (5) 及び (19) 関係)

営農困難時貸付けを行った旨の証明書

〔新設〕

証 明 願

(年号) 年 月 日

(農地保有合理化法人の名称) 殿

(農地利用集積円滑化団体の名称) 殿
市町村長 殿

申請者 住所 印
氏名

租税特別措置法 { 第 70 条の 4 第 21 項 (第 22 項第 2 号又は第 4 号)
第 70 条の 6 第 27 項 } の規定

の適用を受けるため、同条第 1 項の規定の適用を受ける下記の農地等について行った

貸付けが、農業経営基盤強化促進法 { 第 4 条第 2 項に規定する農地保有合理化事業
第 4 条第 3 項第 1 号イ又は第 2 号に規定する
第 4 条第 3 項第 1 号ロに規定する農地利用集

農地利用集積円滑化事業 (農地所有者代理事業)
積円滑化事業 (農地売買等事業) } のために行われた貸付けである

ことを証明願います。

記

所在地番	地目	面積	貸付け年月日
		m ²	

第 号

上記の農地等について行われた貸付けが、農業経営基盤強化促進法 { 第 4 条第 2
第 4 条第 3
第 4 条第 3

項に規定する農地保有合理化事業
項第 1 号イ又は第 2 号に規定する農地利用集積円滑化事業 (農地所有者代理事業)
項第 1 号ロに規定する農地利用集積円滑化事業 (農地売買等事業) }

のために行われたことを証明する。

(年号) 年 月 日

(農地保有合理化法人
又は農地利用集積円滑化団体)
事務所
名称
代表者
市町村長

印
印

様式 24 号 (第 2 の 2 の (7)、(20) 及び (24) 関係)

農用地利用集積計画を公告した旨の証明書 (貸付)

[新設]

証 明 願

(年号) 年 月 日

市町村長 殿

申請者 住所
氏名 印

租税特別措置法 { 第 70 条の 4 第 21 項 (第 22 項第 2 項又は第 4 項)
第 70 条の 6 第 27 項
第 70 条の 6 の 2 第 1 項 (第 2 項又は第 4 項) } の規定

の適用を受けるため、下記の農地等の { 営農困難時貸付け
特定貸付け } について、農業経営

基盤強化促進法第 19 条の規定により農用地利用集積計画の公告をした旨を証明願います。

記

所在地番	地 目	面 積	農用地利用集積計 画の公告の年月日	備 考
		m ²		

第 号

上記のとおり相違ないことを証明する。

(年号) 年 月 日

市町村長

印

様式 25 号 (第 2 の 2 の (7) 及び (17) 関係)

営農困難時貸付農地等に係る貸付申込証明書 (1 年)

証 明 願

(年号) 年 月 日

(農地保有合理化法人の名称) 殿

(農地利用集積円滑化団体の名称) 殿

市町村長 殿

申請者

住所

氏名

印

租税特別措置法 { 第 70 条の 4 第 21 項
第 70 条の 6 第 27 項 } の規定により営農困難時貸付けを行

った下記の農地等について、私から、農業経営基盤強化促進法

{ 第 4 条第 2 項に
第 4 条第 3 項に
第 20 条に規定

規定する農地保有合理化事業のために行う貸付け
規定する農地利用集積円滑化事業のために行う貸付け
する農用地利用集積計画の定めるところにより行われる貸付け

} の申込みを受け

、かつ、その日から 1 年を経過する日まで引き続き受けていたことを証明願います。

記

所在地番	地目	面積	貸付けの申込みを受けた年月日
		m ²	

第 号

上記の農地等について、申請者から、農業経営基盤強化促進法

第4条第2項
第4条第3項
第20条に規

に規定する農地保有合理化事業のために行う貸付け
に規定する農地利用集積円滑化事業のために行う貸付け
定する農用地利用集積計画の定めるところにより行われる貸付け

の申込みを受

け、かつ、その日から1年を経過する日まで引き続き受けていたことを証明する。

(年号) 年 月 日
(農地保有合理化法人
又は農地利用集積円滑化団体)
事務所
名称
代表者
市町村長

印
印

様式 26号 (第2の2の(7)及び(17)関係)

営農困難時貸付農地等に係る貸付申込証明書 (1月)

証 明 願

(年号) 年 月 日

(農地保有合理化法人の名称) 殿

(農地利用集積円滑化団体の名称) 殿

市町村長 殿

申請者 住所
氏名 印

租税特別措置法 { 第 70 条の 4 第 22 項第 2 号又は第 4 号
第 70 条の 6 第 27 項 } の規定の適用を受

けるため、私から、耕作の放棄又は権利消滅があった同条 { 第 21 項
第 27 項 } の規定の

適用を受ける下記の営農困難時貸付農地等について、農業経営基盤強化促進法

{ 第 4 条第 2 項に規定する農地保有合理化事業のために行う貸付け
第 4 条第 3 項に規定する農地利用集積円滑化事業のために行う貸付け
第 20 条に規定する農用地利用集積計画の定めるところにより行われる貸付け }

の申込みを受け、かつ、その日から 1 月を経過する日まで引き続き受けていたことを証明願います。

記

所在地番	地目	面積	貸付けの申込みを受けた年月日
		m ²	

第 号

上記の農地等について、申請者から、農業経営基盤強化促進法 { 第 4 条第 2 項
第 4 条第 3 項
第 20 条に規

に規定する農地保有合理化事業のために行う貸付け
に規定する農地利用集積円滑化事業のために行う貸付け
定する農用地利用集積計画の定めるところにより行われる貸付け } の申込みを受

け、かつ、その日から 1 月を経過する日まで引き続き受けていたことを証明する。

(年号) 年 月 日
 (農地保有合理化法人
 又は農地利用集積円滑化団体)
 事務所
 名称
 代表者
 市町村長

印
 印

様式 27 号 (第 2 の 2 の(8)、(10)、(18)及び(22)関係)

営農困難時貸付農地等の存する地域等に係る証明書

〔新設〕

証 明 書

(年号) 年 月 日

市町村長 殿

申請者 住所
 氏名 印

租税特別措置法 { 第 70 条の 4 第 1 項
 第 70 条の 6 第 1 項 } の規定の適用を受ける下記の農地等

が、租税特別措置法施行令 { 第 40 条の 6 第 46 項各号
 第 40 条の 7 第 50 項各号 } に掲げる地域又は区域に

存しないことを証明願います。

記

所在地番	地目	面積	摘要
		m ²	

第 号

上記の農地等は、租税特別措置法施行令 { 第 40 条の 6 第 46 項各号
第 40 条の 7 第 50 項各号 } に掲げる

地域又は区域のうち、 { 農地保有合理化事業
農地利用集積円滑化事業
利用権設定等促進事業 } を実施している地域又は

区域に存しないことを証明する。

(年号) 年 月 日
市町村長 印

(注) 該当する にレを付すること。

様式 28 号 (第 2 の 2 の (9) 及び (21) 関係)

営農困難時貸付農地等に係る貸付申込証明書

証 明 願

(年号) 年 月 日

(農地保有合理化法人の名称) 殿

(農地利用集積円滑化団体の名称) 殿

市町村長 殿

申請者 住所
氏名 印

租税特別措置法 { 第 70 条の 4 第 22 項第 3 号
第 70 条の 6 第 27 項 } の規定の適用を受けるため、

私から、耕作の放棄又は権利消滅のあった同条 { 第 21 項
第 27 項 } の規定の適用を受け

る下記の営農困難時貸付農地等について、農業経営基盤強化促進法 { 第 4 条第 2
第 4 条第 3
第 20 条に

項に規定する農地保有合理化事業のために行う貸付け
項に規定する農地利用集積円滑化事業のために行う貸付け
規定する農用地利用集積計画の定めるところにより行われる貸付け

の申込みを

受けていることを証明願います。

記

所在地番	地目	面積	貸付けの申込み年月日
		m ²	

第 号

上記の農地等について、申請者から、農業経営基盤強化促進法

第4条第2項
 第4条第3項
 第20条に規

に規定する農地保有合理化事業のために行う貸付け
に規定する農地利用集積円滑化事業のために行う貸付け
定する農用地利用集積計画の定めるところにより行われる貸付け

の申込みを受

けていることを証明する。

(年号) 年 月 日
 (農地保有合理化法人
 又は農地利用集積円滑化団体)
 事務所
 名称
 代表者
 市町村長

印
印

様式 30号 (第2の2の(12)関係) (略)

様式 18号 (第2の2の(6)関係) (略)

様式 31号 (第2の2の(23)関係)

[新設]

特定貸付けを行った旨の証明書

証 明 願

(年号) 年 月 日

(農地保有合理化法人の名称) 殿

(農地利用集積円滑化団体の名称) 殿

市町村長 殿

申請者

住所

氏名

印

租税特別措置法第70条の6の2第1項、第2項又は第4項の適用を受けるため、
同法第70条の6第1項の規定の適用を受ける下記の農地等について行われた貸付け

が、同法第70条の6の2第1項各号に掲げる農業経営基盤強化促進法

第4条第
第4条第
第4条第

2項に規定する農地保有合理化学業

3項第1号イ又は第2号に規定する農地利用集積円滑化事業(農地所有者代理事業)

3項第1号ロに規定する農地利用集積円滑化事業(農地売買等事業)

のために行われた貸付けであることを証明願います。

記

所在地番	地目	面積	貸付けが行われた年月日
		m ²	

第 号

上記の農地等について行われた貸付けが、農業経営基盤強化促進法

第4条第2
第4条第3
第4条第3

項に規定する農地保有合理化事業

項第1号イ又は第2号に規定する農地利用集積円滑化事業（農地所有者代理事業）

項第1号ロに規定する農地利用集積円滑化事業（農地売買等事業）

のために行われた付けであることを証明する。

(年号) 年 月 日

(農地保有合理化法人

又は農地利用集積円滑化団体)

事務所

名称

代表者

市町村長

印
印

様式第32号（第2の2の(25)関係）

市街化区域内農地等の明細書

〔新設〕

相続税の納税猶 予の特例の適用 を受ける者	住 所		農地等の相続を受けた年月日		
	氏 名		(年号)	年	月 日
特例適用農地等のうち、市街化区域内農地等の明細					
番 号	田、畑、採草 放牧地又は準 農地の別	所在地番	地 目	面積 (㎡)	摘 要
1					

2				
19				
合 計				

様式 33 号 (第 2 の 2 の (26)関係)

特定貸付農地等に係る貸付申込証明書

〔新設〕

証 明 願

(年号) 年 月 日

(農地保有合理化法人の名称) 殿

(農地利用集積円滑化団体の名称) 殿

市町村長 殿

申請者

住所

氏名

印

租税特別措置法第 70 条の 6 の 2 第 1 項の規定の適用を受けるため、私から、耕作の放棄又は権利消滅のあった同条第 1 項の規定の適用を受ける下記の特定貸付農

地等について農業経営基盤強化促進法

第 4 条第 2 項に規定する農地保有合理化
第 4 条第 3 項に規定する農地利用集積円
第 20 条に規定する農用地利用集積計画の

事業のために行う貸付け

滑化事業のために行う貸付け

定めるところにより行われる貸付け

の申込みを受けていることを証明願います。

記

所在地番	地目	面積	貸付けの申込み年月日
------	----	----	------------

		m ²	
--	--	----------------	--

第 号

上記の農地等について、申請者から、農業経営基盤強化促進法

第4条第2項
第4条第3項
第20条に規

に規定する農地保有合理化事業のために行う貸付け
に規定する農地利用集積円滑化事業のために行う貸付け
定する農用地利用集積計画の定めるところにより行われる貸付け

の申込みを受

けていることを証明する。

(年号) 年 月 日
(農地保有合理化法人
又は農地利用集積円滑化団体)
事務所
名称
代表者
市町村長

印
印

様式 34 号 (第 2 の 2 の (27) 関係)

農地保有合理化事業等のために譲渡した旨の証明書

証 明 願

(年号) 年 月 日

(農地保有合理化法人の名称) 殿

(農地利用集積円滑化団体の名称) 殿

市町村長 殿

申請者 住所
氏名

印

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける下記の農地等について

行われた譲渡が、農業経営基盤強化促進法

第4条第2項に規定する農地保有合
第4条第3項第1号イ又は第2号に
第4条第3項第1号ロに規定する農

理化事業

規定する農地利用集積円滑化事業（農地所有者代理事業）
農地利用集積円滑化事業（農地売買等事業）

のために行われた譲

渡されたことを証明願います。

記

所在地番	地目	面積	譲渡が行われた年月日
		m ²	

第 号

上記のとおり相違ないことを証明する。

(年号) 年 月 日

(農地保有合理化法人
又は農地利用集積円滑化団体)

事務所

名称

代表者

市町村長

印
印

様式 35 号 (第 2 の 2 の(28)関係)

農用地利用集積計画を公告した旨の証明書 (譲渡)

[新設]

証 明 願

(年号) 年 月 日

市町村長 殿

申請者 住所
氏名 印

租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定の適用を受ける下記の農地等について、
農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定により農用地利用集積計画の公告をした旨を
を証明願います。

記

所在地番	地 目	面 積	農用地利用集積計 画の公告の年月日	備 考
		m ²		

第 号

上記のとおり相違ないことを証明する。

(年号) 年 月 日

市町村長 印

様式 36 号 (第 2 の 2 の(29)関係)

特例農地等が農用地区域にある旨の証明書

[新設]

証 明 願

(年号) 年 月 日

(農地保有合理化法人の名称) 殿

(農地利用集積円滑化団体の名称) 殿

市町村長 殿

申請者

住所

氏名

印

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける下記の農地等が、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内に存することを証明願います。

記

所在地番	地目	面積	摘要
		m ²	

第 号

上記の農地等が、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内に存することを証明する。

(年号) 年 月 日

市町村長

印

様式 37号 (第2の2の(30)関係)

特例農地等が市街化区域内農地等である旨の証明書

〔新設〕

証 明 願

(年号) 年 月 日

市町村長 殿

申請者 住所 印
氏名

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるため、下記の農地又は採草放牧地が都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する農地又は採草放牧地であることを証明願います。

記

所在地番	地目	面積	摘要
		m ²	

第 号

上記の農地又は採草放牧地が、都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する農地又は採草放牧地であることを証明する。

(年号) 年 月 日

市町村長 印

附 則 (平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4526 号)
この通知は、農地法等の一部を改正する法律 (平成 21 年法律第 57 号) の施行の日 (平成 21 年 12 月 15 日) から施行する。